

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎外 1か所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥11,154,000円(税込)
予定価格	¥11,154,000円(税込)
概要	<p>1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーターを安全で最良の運転状態に維持する。</p> <p>2 委託範囲 エレベーター(東芝製) 7基</p> <p>3 業務内容 月1回の保守点検を行う。(遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による)。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。</p> <p>4 担当 施設営繕部庁舎管理課本庁舎設備係 高野 電話 3880-5827</p>

契約の相手方	<p>名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社</p> <p>住所 東京都品川区大井一丁目28番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多く、災害時に消防隊が消火作業や救出活動に使用するため、非常用エレベーターの設置義務がある。本委託中7、8号エレベーターは非常用エレベーターであり、重要な設備である。本エレベーターの制御を熟知し、緊急時には30分以内に到着でき、また補修部品の在庫管理及び迅速な配送システムを有する東芝エレベータ(株)が最適である。</p> <p>(2) 本エレベーターは24時間の遠隔監視システムを採用し、自動診断、状態変化監視、データ解析によりエレベーターの正常な運転と安全を確保しており、異常発生時には発報により状況確認が確実にできる。</p> <p>(3) 本システム及び運用のプログラムは東芝エレベータ(株)独自のものであり、東芝エレベータ(株)のみが本システムを有効に運用できる。</p>
担当課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2974)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託	契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎	契約相手方の 選定理由	<p>(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多いため、本エレベーターの内容を熟知し、緊急時に30分以内に到着できるシステムを有する本事業者が最適である。</p> <p>(2) 本エレベーターは群管理プログラムを採用し、更に遠方監視による24時間体制の監視を行っている。</p> <p>(3) 本システム及び群管理プログラムは本庁舎独自のものであり、本事業者のみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。</p>
分類業務区分	委託		
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日		
契約年月日	令和 8年 4月 1日		
契約金額	¥15,147,000円(税込)		
予定価格	¥15,147,000円(税込)	担当課	施設営繕部 庁舎管理課
概要	<p>1 目的 足立区役所本庁舎に設置されているエレベーター及びエスカレーターを安全で最良の運転状態に維持する。</p> <p>2 委託範囲 (1) エレベーター(日立製) 7基 (2) エスカレーター(日立製) 2基</p> <p>3 業務内容 月1回の定期保守点検を行う(遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による)。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。</p> <p>4 担当 施設営繕部庁舎管理課本庁舎設備係</p>	電話番号	3880-5111(2974)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託	契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所 住所 東京都足立区千住仲町41番1号
履行場所	足立区立足立小学校（足立区足立三丁目11番5号）ほか10校	契約相手方の選定理由	1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する 三菱電機ソリューションズ株式会社が最適である。 (2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び管理プログラムは、三菱電機ソリューションズ株式会社のみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
分類業務区分	委託		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年4月1日		
契約金額	¥10,553,400円(税込)		
予定価格	¥10,553,400円(税込)	担当課	学校運営部 学校施設管理課
概要	【概要】 足立区立足立小学校ほか10校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。	電話番号	3880-5111(3541)
	【対象校】 足立小学校、本木小学校、関原小学校、亀田小学校、鹿浜五色桜小学校、中川小学校、西新井小学校、綾瀬小学校、第四中学校、第十二中学校、鹿浜菜の花中学校	根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
	【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
	【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965		

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託	契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
履行場所	足立区立千寿桜小学校（足立区千住桜木一丁目8番15号）ほか4校	契約相手方の選定理由	<p>(1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する (株)日立ビルシステムが最適である。</p> <p>(2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。</p> <p>(3) 本システム及び管理プログラムは、(株)日立ビルシステムのみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
分類業務区分	委託		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日	担当課	学校運営部 学校施設管理課
契約年月日	令和8年4月1日	電話番号	3880-5111(3541)
契約金額	¥5,247,000円(税込)	根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当
予定価格	¥5,247,000円(税込)		
概要	<p>【概要】 足立区立千寿桜小学校ほか4校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。</p> <p>【対象校】 千寿桜小学校、新田学園第二校舎、伊興小学校、梅島小学校、江北桜中学校</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965</p>		

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託	契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
履行場所	足立区立東綾瀬小学校（足立区東綾瀬二丁目15番15号）ほか6校	契約相手方の選定理由	(1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する東芝エレベータ株式会社が最適である。 (2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び管理プログラムは、東芝エレベータ株式会社のみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
分類業務区分	委託		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年4月1日		
契約金額	¥9,873,600円(税込)		
予定価格	¥9,873,600円(税込)	担当課	学校運営部 学校施設管理課
概要	【概要】 足立区立東綾瀬小学校ほか6校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 東綾瀬小学校、千寿小学校、江北小学校、鹿浜未来小学校、第十中学校、千寿青葉中学校、東綾瀬中学校 【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965	電話番号	3880-5111(3541)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託	契約の相手方	名称 日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社 住所 東京都中央区新川二丁目27番1号
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎（北館）	契約相手方の選定理由	(1) 本エレベーターは特殊な駆動方式のフラットベルト式であり、内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する日本オーチス・エレベータが最適である。 (2) 本エレベーターは24時間遠隔監視システムを採用し、エレベーターの正常な運転と安全を確保しており、緊急時にも迅速に対応できる。 (3) 本システム及び運用のプログラムは、日本オーチス・エレベータ独自のものであり、日本オーチス・エレベータのみが適切に運用できる。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
分類業務区分	委託		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年4月1日		
契約金額	¥4,433,880円(税込)		
予定価格	¥4,449,720円(税込)	担当課	施設営繕部 庁舎管理課
概要	1 目的 足立区役所本庁舎（北館）に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機を安全で最良の運転状態に維持するため。 2 委託範囲 (1) エレベーター（オーチス製） 2台 (2) 小荷物専用昇降機（オーチス製） 1台 3 業務内容 月1回の保守点検を行う（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。	電話番号	3880-5111(2974)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託	契約の相手方	名称 日本エレベーター製造株式会社 住所 東京都千代田区岩本町一丁目1番5号
履行場所	足立区立加平小学校（足立区六町三丁目3番11号）ほか1校	契約相手方の選定理由	<p>(1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する 日本エレベーター製造株式会社が最適である。</p> <p>(2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。</p> <p>(3) 本システム及び管理プログラムは、日本エレベーター製造株式会社のみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
分類業務区分	委託		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年4月1日		
契約金額	¥2,875,620円(税込)		
予定価格	¥2,875,620円(税込)	担当課	学校運営部 学校施設管理課
概要	<p>【概要】 足立区立加平小学校ほか1校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。</p> <p>【対象校】 加平小学校 東島根中学校</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965</p>	電話番号	3880-5111(3541)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託
履行場所	本木関原住区センター（足立区関原一丁目21番11号）外2か所
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥3,189,120円(税込)
予定価格	¥3,189,120円(税込)
概要	<p>【概要】 本木関原住区センター（足立区関原一丁目21番11号）外2か所内エレベーターの正常な機能を維持するために保守点検を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話3880-5090（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社</p> <p>住所 東京都品川区大井一丁目28番1号</p>
契約相手方の選定理由	エレベーターの保守点検は、平成26年度より、遠隔監視装置を導入した。他社では、遠隔監視装置の保守業務を適正に行うことができない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うために、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担当課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	エレベーター保守点検業務委託
履行場所	桜花住区センター（足立区花畑六丁目4番16号）外2か所
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥2,970,000円(税込)
予定価格	¥2,970,000円(税込)
概要	<p>【概要】 桜花住区センター（足立区花畑六丁目4番16号）外2か所内エレベーターの正常な機能を維持するために保守点検を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話3880-5090（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所</p> <p>住所 東京都足立区千住仲町41番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>エレベーターの保守点検は、平成26年度より、遠隔監視装置を導入した。他社では、遠隔監視装置の保守業務を適正に行うことができない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うために、製造メーカーに保守点検業務を委託する。</p>
担当課 電話番号	<p>地域のちから推進部 住区推進課 3880-5111(1755)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	非常通報装置保守点検委託
履行場所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外6校
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥3,005,640円(税込)
予定価格	¥3,005,640円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>(1) 非常通報装置（以下「通報装置」という）の保守点検は、不測の事態が発生した時に通報装置の機能が確実に発揮できるように常に整備された状態に保ち、かつ接続されている電話回線の通話支障及び装置の不良に基づく誤報の発生等を防止する。</p> <p>(2) 設置装置が常時正常に使用できるよう定期的に巡回保守試験を実施するほか、装置自体の自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、異常等が発生した場合は、直ちに保守者を派遣し適正な措置をとる。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>学校施設管理課 TEL03-3880-5965</p>

契約の相手方	<p>名称 テルウェル東日本株式会社</p> <p>住所 東京都江東区深川二丁目7番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>1) 各小学校内に設置された機種種の保守点検を扱う唯一の業者である。</p> <p>2) 当該機種種の機密上、プログラムの修正及び機械保守は、当該業者以外はできないため。</p> <p>3) 当該機種種は、装置本体の自己診断機能として、当該事業者の保守センターへ電話回線でオンライン化されているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	広報映像の制作及び放送業務委託
履行場所	足立区報道広報課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥8,687,800円(単価契約)
予定価格	¥8,687,800円(税込)
概要	受注者は、発注者が指定する題材により、足立区の施策やイベント・足立区の地域情報などを区内外に広くPRできる番組を制作・放映する。また、必要に応じて受注者が保管する番組を再放送する。番組は1番組15分までとし、5秒程度から15分程度のコンテンツを複数まとめたコンプレックス形式のどちらでも対応出来るようにすること。また、1本の制作で番組が15分を超える場合は、15分で除し、その商を番組数とする。ただし、商に小数点が発生する場合は、小数点以下を繰り上げた数を番組数として扱う。

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 住所 東京都練馬区桜台一丁目1番6号
契約相手方の選定理由	地域に密着した映像による広報を行うには、コミュニティチャンネルを利用することが有効であり、「J:COMチャンネル足立」を運営する株式会社ジェイコム東京足立局に委託する必要がある。また広報番組の制作には、地域情報が欠かせないため、当該事業者の地域に密着した番組制作の実績により蓄積された地域情報とネットワークを活用する必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のに基づき、当該事業者と一者特命の随意契約を依頼する。
担当課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立区寄り添い支援事業委託
履行場所	福祉まるごと相談課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥53,507,203円(税込)
予定価格	¥53,507,203円(税込)
概要	<p>《委託概要》</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、さまざまな課題がある生活困窮者、とりわけ希死念慮・自殺企図を抱えるような自殺ハイリスク者に対して、本人の状況に応じた包括的・緊急的支援を行うとともに、その後も生きることへの継続的な寄り添い支援を行うことにより、経済的・社会的自立に繋げることを目的として、本事業を実施する。</p> <p>《契約期間》</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>《担当課》</p> <p>福祉部 福祉まるごと相談課 包括的相談支援係 電話：03-3880-6219（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク</p> <p>住所 東京都千代田区九段北4-3-8市ヶ谷UNビル3階</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、自殺対策・PS（パーソナルサポート）事業者として、平成21年に足立区と自殺対策に向けた総合対策推進協定を締結し、『足立区「生きる支援」自殺対策計画』の策定に際しては自殺対策戦略会議の委員を務めた。</p> <p>平成24年度から本事業の受託事業者として、希死念慮や自殺企図を抱える自殺ハイリスク者や、様々な問題を抱え困難に直面している者への寄り添い支援を行っている。さらに、令和6年から厚生労働省補助事業「SNS等自殺防止相談事業関連プロジェクト」である子ども・若者向けのWeb空間「かくれてしまえばいいのです」を新たにスタートさせ、厚生労働大臣がその様子を視察に訪れるなど、自殺対策に取り組む事業者として国内で高い評価を得ている。</p> <p>足立区の自殺対策の礎を築き、ノウハウを活かしながら区の実情に沿った取組みができる事業者は全国的に見ても他にないことから、当該事業者との随意契約を依頼する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	福祉部 まるごと相談課
電話番号	3880-6219(6640)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	写真ニュースの購入
履行場所	千寿小学校（千住宮元町6番1号）外101か所
分類業務区分	物品（消耗品）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥6,997,320円（税込）
予定価格	¥6,997,320円（税込）
概要	<p>【概要】区立小・中学校で購読する(株)少年写真新聞社発行の写真ニュースの購入</p> <p>【履行場所】千寿小学校（千住宮元町6番1号）外101か所</p> <p>【契約期間】令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【担当課】学校運営部学校支援課学校経理係 電話3880-5483（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社少年写真新聞社</p> <p>住所 東京都千代田区九段南三丁目9番14号</p>
契約相手方の選定理由	<p>①発行元である株式会社少年写真新聞社のみ購入可能である。</p> <p>②教育活動の一環として長年にわたり小・中学校で継続的に購読している。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項2号該当）</p>
担当課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5483(3533)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ガス冷暖房設備保守点検委託
履行場所	千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外28校
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥22,714,667円(税込)
予定価格	¥22,714,667円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区千寿小学校外28校のガスヒートポンプ（GHP）式空調設備において、その機能を正常な状態に維持し施設の運営に支障が生じないように適切な保守点検により故障を未然に防ぎ、機器の延命を図ることを目的として実施する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 学校運営部学校施設管理課管理係 TEL3880-5965</p>

契約の相手方	<p>名称 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社</p> <p>住所 東京都港区海岸一丁目2番3号</p>
契約相手方の選定理由	<p>ガス空調システムの熱源機器としてのガスエンジンヒートポンプ（GHP）は、昭和51年頃から、経済性、設置性、利便性、省エネルギー性などのメリットを考慮し、東京瓦斯㈱とガスエンジン製造メーカーにて開発に着手し始め、国の助成を得ながら実用化のための技術開発を進め、昭和62年に製品化・発売開始された。</p> <p>その結果、GHP本体の販売・製品保証および試運転調整と保守管理（点検・整備）を東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のみが実施してきているため。</p>
担当課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	カラスの巣の撤去等業務委託
履行場所	足立区内全域（指定場所）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥6,438,410円(単価契約)
予定価格	¥6,461,620円(税込)
概要	<p>1 目的 カラスの威嚇や攻撃による区民等の被害を防止することを目的とする。</p> <p>2 委託業務内容 区から依頼があったときは、指定する場所において以下の業務を行うこと。</p> <p>ア 巣の撤去処分 エ 落下ヒナの回収処分</p> <p>イ 巢中の卵の回収処分 オ 確認作業</p> <p>ウ 巢中のヒナの回収処分 カ 緊急対応</p> <p>キ 高所作業車使用料（12m）</p> <p>ク 高所作業車使用料（17m）</p> <p>ケ 高所作業車使用料（21m）</p> <p>3 集計報告、会計 作業を実施した暦月毎に、区が指示する区分（公園管理費、衛生費）に分けて実績報告書の作成及び請求すること。</p>

契約の相手方	<p>名称 浅香園芸株式会社 他5者</p> <p>住所 東京都足立区加賀二丁目7番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>岩田造園土木株式会社足立支店 （足立区谷中一丁目18番14号）</p> <p>有限会社上田造園（足立区千住大川町11番4号）</p> <p>株式会社後藤造園（足立区栗原二丁目14番7号）</p> <p>株式会社富士造園（足立区西加平二丁目2番34号）</p> <p>株式会社前島植物園東京支店 （足立区東伊興二丁目17番8号）</p> <p>本業務は、カラスによる人への威嚇や危害が現に生じている場合など、緊急出動する必要があり、区内全域で迅速に対応できる体制をとるため、区内に事務所があり緊急出動に対応可能な複数の事業者が不可欠である。</p> <p>また、本業務は高所作業を伴うため、作業の安全性を十分確保できる機材・技能を有することが求められる。</p> <p>以上の要件を満たし、かつカラスの巣の撤去等に係る鳥獣保護管理法に基づく東京都知事の許可を受けている区内の事業者は、上記事業者のみである。</p> <p>これまで、同一単価で新規参入する業者はいなかったため、上記事業者と随意契約を依頼する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	衛生部 足保・生活衛生課
電話番号	3880-5375(87245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア賃借	契約の相手方	名称 NECソリューションイノベータ株式会社 営業部門 住所 東京都江東区新木場一丁目18番7号
履行場所	足立区立中央図書館指定場所	契約相手方の選定理由	当該サービスは図書館管理システムの機能の一部かつ、システム構築事業者である当該事業者が提供するものであることから、他社との契約ができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
分類業務区分	賃貸借		
契約期間	令和8年4月1日から令和8年12月31日		
契約年月日	令和8年4月1日		
契約金額	¥14,577,255円(税込)		
予定価格	¥14,577,255円(税込)	担当課	地域のちから推進部 中央図書館
概要	【概要】 ソフトウェア賃借 1 SaaS利用料 2 運用保守 【契約期間】 令和8年4月1日から令和8年12月31日 【担当課】 地域のちから推進部 中央図書館 システム運用係 03-5813-3746	電話番号	5813-3746(6569)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア賃借
履行場所	足立区議会事務局及び総務部総務課
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,564,000円(税込)
予定価格	¥3,564,000円(税込)
概要	<p>【概要】 総務課・区議会ペーパーレス会議システムのソフトウェアを賃借する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (仕様担当) 総務部総務課総務係 松橋 電話3880-5821(直通) 足立区議会事務局調整担当 横塚 電話3880-5995(直通)</p> <p>(契約・支払担当) 足立区議会事務局庶務係 電話3880-5995(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 東京インタープレイ株式会社</p> <p>住所 東京都中央区京橋1丁目13番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	区議会事務局 区議会事務局
電話番号	3880-5111(4111)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託	契約の相手方	名称 株式会社オレンジアーチ
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所		住所 東京都台東区上野五丁目25番11号大和上野ビル6階
分類業務区分	委託	契約相手方の選定理由	上記事業者は学齢簿連携システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年4月1日		
契約金額	¥3,429,800円(税込)		
予定価格	¥3,429,800円(税込)		
概要	<p>【概要】 学齢簿連携システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (1) 仕様担当・契約担当 政策経営部 情報システム課 システム運用管理係 電話03(3880)5818</p>	担当課	政策経営部 情報システム課
		電話番号	3880-5111(1261)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,993,560円(税込)
予定価格	¥4,993,560円(税込)
概要	<p>【概要】 I Cカード認証システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 電話 03-3880-5901 (直通) Email j-shien@city.adachi.tokyo.jp</p>

契約の相手方	<p>名称 セコムトラストシステムズ株式会社</p> <p>住所 東京都新宿区富久町10番5号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務は、I Cカード認証システムの保守及び運用支援を行うものである。システムを安定的に稼働させ、区のシステム運用業務を適切に支援するためには、本システムの設計、構築及び運用プログラムの開発を実施した事業者の対応が必須であるため、随意契約を依頼したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥20,945,760円(税込)
予定価格	¥20,945,760円(税込)
概要	<p>【概要】 コンビニ交付システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課運用管理係 電話：03-3880-5818（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット（蒲田）</p> <p>住所 東京都大田区新蒲田1-17-25</p>
契約相手方の選定理由	<p>コンビニ交付システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができないため、随意契約をお願いしたい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,300,000円(税込)
予定価格	¥3,300,000円(税込)
概要	<p>【概要】 住居表示管理システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課運用管理係 電話：03-3880-5818（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社丸菱行政地図</p> <p>住所 東京都台東区池之端二丁目5番41号</p>
契約相手方の選定理由	<p>住居表示管理システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上作業ができないため、随意契約を依頼したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,300,000円(税込)
予定価格	¥3,300,000円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区公開鍵認証基盤のソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 03-3880-5901(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 セコムトラストシステムズ株式会社</p> <p>住所 東京都新宿区富久町10番5号</p>
契約相手方の選定理由	<p>保守を行うためには、「電子署名法」に基づき認定を受けた認証業務を業とする特定事業者の資格を有し、当初の導入システムの構築・設計を熟知しており、システム障害への対応や運用管理サポートに関して適切かつ迅速に対応ができる事業者であるため、随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥9,482,000円(税込)
予定価格	¥9,482,000円(税込)
概要	<p>【概要】 統合型GISのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話03(3880)5818(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 国際航業株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>統合型GISのソフトウェア等については、ソフトウェアの著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できないため、随意契約を依頼したい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥74,485,752円(税込)
予定価格	¥74,485,752円(税込)
概要	<p>【概要】 共通機能システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部 情報システム課 システム運用管理係 電話03(3880)5818(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 日本電気株式会社 首都圏支社</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は共通機能システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所、受託業者 作業場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥9,662,400円(税込)
予定価格	¥9,662,400円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区窓口DXのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 ・仕様について ICT戦略推進担当課 電話 03-3880-5648 (直通)</p> <p>・契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 電話 03-3880-5817 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当事業者は、足立区窓口DXの構築事業者であり、著作権法上、同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥107,503,440円(税込)
予定価格	¥107,503,440円(税込)
概要	<p>【概要】 標準化福祉総合システムに係るシステムサポート、パッケージのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (仕様について) 福祉部福祉管理課福祉システム係 03-3880-6218 (契約・支払について) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817</p>

契約の相手方	<p>名称 日本電気株式会社 首都圏支社</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当事業者はシステム標準化：福祉総合システムの構築事業者であり、著作権上同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 12月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥11,049,588円(税込)
予定価格	¥11,049,588円(税込)
概要	<p>【概要】 未就学児童施設入所者管理システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和8年12月31日</p> <p>【担当】 (仕様について) 保育・入園課システム標準化担当 03-3880-5263 (直通)</p> <p>(契約について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット (蒲田)</p> <p>住所 東京都大田区新蒲田1-17-25</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業者は対象システムの開発業者であり、著作権法上、他の事業者には保守を委託することができないため、上記事業者を随意契約の相手方として契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥7,347,120円(税込)
予定価格	¥7,347,120円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区福祉・育英資金システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様について 福祉部福祉管理課債権係 電話03-3880-5731(直通) ・契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	<p>名称 株式会社インテック 公共ソリューション営業部</p> <p>住所 東京都江東区豊洲2丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー</p>
契約相手方の選定理由	<p>ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できないため、開発業者である当該事業者のほかに委託することができないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 12月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,524,500円(税込)
予定価格	¥2,524,500円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区公立保育園管理システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和8年12月31日</p> <p>【担当】 (仕様について) 保育・入園課区立保育施設係 03-3880-5872 (直通)</p> <p>(契約について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 富士電機ITソリューション株式会社</p> <p>住所 東京都千代田区外神田六丁目15番12号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業者は対象システムの開発業者であり、著作権法上、他の事業者へ保守を委託することができないため上記事業者を随意契約の相手方として契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,586,660円(税込)
予定価格	¥3,586,660円(税込)
概要	<p>【概要】 避難行動要支援者管理システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (1) 仕様担当 福祉部 福祉管理課 避難計画係 電話03(3880)5082</p> <p>(2) 契約担当 政策経営部 情報システム課 計画調整係 電話03(3880)5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社MJC</p> <p>住所 宮崎県宮崎市霧島二丁目84番地1</p>
契約相手方の選定理由	<p>避難行動要支援者管理システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができないため随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課、総務部総務課、施設営繕部 庁舎管理課
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,108,856円(税込)
予定価格	¥4,108,856円(税込)
概要	<p>【概要】 グループウェアのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (1) 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通)</p> <p>(2) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 セコムトラストシステムズ株式会社</p> <p>住所 東京都新宿区富久町10番5号</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者はグループウェアの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため、随意契約を依頼したい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥16,463,370円(税込)
予定価格	¥16,463,370円(税込)
概要	<p>【概要】 人事給与システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様について 総務部人事課給与係 電話03(3880)5253(直通) ・契約・支払いについて 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)

契約の相手方	<p>名称 日本電気株式会社 首都圏支社</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、ソフトウェアの供給元であるメーカーの対応が必要である。本業者は人事与システムの開発業者であり、必要となる技術、知識、経験を持ち、短時間かつ確実な保守を実施することができるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥14,787,036円(税込)
予定価格	¥14,787,036円(税込)
概要	<p>【概要】 庶務事務システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (仕様について) 総務部人事課給与係 電話03(3880)5253</p> <p>(契約について) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 日本電気株式会社 首都圏支社</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業者は、庶務事務システムの開発業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・運用管理業務が不可能であるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,814,600円(税込)
予定価格	¥5,814,600円(税込)
概要	<p>【概要】 学校保健統計システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (1) 仕様担当 学校運営部 学務課 学校保健係 電話03(3880)5971 (2) 契約・支払担当 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社オレンジャーチ</p> <p>住所 東京都台東区上野五丁目25番11号大和上野ビル6階</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該システムは、対象業者が開発したものであり、著作権法上ソフトウェアの保守については対象業者のみが行えるため、随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥15,048,000円(税込)
予定価格	¥15,048,000円(税込)
概要	<p>【概要】 住基ネットシステムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 仕様について 区民部戸籍住民課システム調整 電話03-3880-6033</p> <p>契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 日本電気株式会社 首都圏支社</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p>
契約相手方の選定理由	ソフトウェアの保守は使用権や著作権の関係から、供給元の上記事業者でなければ対応できないため、随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担当課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥17,880,720円(税込)
予定価格	¥17,880,720円(税込)
概要	<p>【概要】 財務会計システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (仕様に関すること) 政策経営部財政課財政担当 電話03(3880)5814(直通)</p> <p>(契約に関すること) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 ジャパンシステム株式会社</p> <p>住所 東京都渋谷区代々木一丁目22番1号代々木1丁目ビル3階</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は財務会計システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため、随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課 電話番号	<p>政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 12月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,595,678円(税込)
予定価格	¥5,595,678円(税込)
概要	<p>【概要】 就学・就学援助システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和8年12月31日まで</p> <p>【担当】 (仕様について) 学校運営部 学務課 システム標準化担当 電話 03-3880-0732 (直通)</p> <p>(契約について) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話 03-3880-5818 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット (蒲田)</p> <p>住所 東京都大田区新蒲田1-17-25</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は就学・就学援助システム構築事業者であり、著作権法上、他の事業者が本業務を行うことが出来ないため、随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥12,870,000円(税込)
予定価格	¥12,870,000円(税込)
概要	<p>【概要】 学校外部Eメール・ファイル共有システム・学校ホームページのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 情報システム課 教育情報システム担当 電話:03-3880-8014</p>

契約の相手方	<p>名称 日本ヒューレット・パッカード合同会社</p> <p>住所 東京都江東区大島二丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該委託作業は、足立区学校システム共通基盤の保守及び運用支援業務に付随して行うものである。現在のシステム環境で運用するにあたって、学校システム共通基盤の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥23,088,208円(税込)
予定価格	¥23,088,208円(税込)
概要	<p>【概要】 校務支援システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部 情報システム課 教育情報システム担当</p> <p>電話 03-3880-8014 (仕様に関する担当)</p> <p>教育指導部 学校ICT推進課 学校ICT環境整備担当 電話：3880-7460 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社EDUCOM 東京本社</p> <p>住所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビルディング14階</p>
契約相手方の選定理由	<p>本ソフトウェアの保守は、当該システムを引き続き使用するに当たり、著作権上、現在のサーバを導入したシステムベンダーでの作業が必須となり、他の事業者では本製品の保守作業が行えないため、上記業者を随意契約の相手方として契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 12月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥6,435,000円(税込)
予定価格	¥6,435,000円(税込)
概要	<p>【概要】 税滞納管理システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和8年12月31日</p> <p>【担当】 仕様に関すること 区民部納税課納税システム担当 電話03-3880-5268(直通)</p> <p>契約・支払いに関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社シンク</p> <p>住所 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号大博センタービル</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は税滞納システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	福祉部障がい福祉課 指定場所 政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,132,160円(税込)
予定価格	¥5,132,160円(税込)
概要	<p>【概要】 ソフトウェア（障害認定（審査会）システム）の保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 （仕様について） 福祉部障がい福祉課審査係 電話03（3880）5007（直通） 政策経営部 情報システム課システム支援調整 電話03（3880）5626（直通） （契約・支払について） 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03（3880）5817（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社両備システムズ</p> <p>住所 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当事業者は障害認定（審査会）システムの構築事業者であり、著作権上同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため、随意契約を依頼したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥22,070,180円(税込)
予定価格	¥22,070,180円(税込)
概要	<p>【概要】 クラウド型生活保護等版レセプト管理システムの保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 (仕様担当) 福祉部足立福祉事務所生活支援推進課情報管理担当 電話 03-3880-5739 (直通)</p> <p>(契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話 03-3880-5817 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット (蒲田)</p> <p>住所 東京都大田区新蒲田1-17-25</p>
契約相手方の選定理由	<p>本契約は、クラウド型生活保護等版レセプト管理システムの構築業者である上記事業者が提供するLGWAN経由でのサービスを利用するため、他業者では当該業務をすることができないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 12月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥86,387,400円(税込)
予定価格	¥86,387,400円(税込)
概要	<p>【概要】 税務システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和8年12月31日まで</p> <p>【担当】 (仕様に関する担当) 区民部課税課課税第三係 03-3880-5232 (直通) (契約担当) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 03-3880-5818 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社RKKCS</p> <p>住所 熊本県熊本市中央区九品寺一丁目5番11号</p>
契約相手方の選定理由	<p>税務システムソフトウェアの構築事業者であり、著作権法上、同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	選挙管理委員会事務局 指定場所、政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥13,658,480円(税込)
予定価格	¥13,658,480円(税込)
概要	<p>【概要】 ソフトウェア（システム標準化：選挙システム）の保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 仕様について：選挙管理委員会事務局システム標準化担当 電話3880-5531（直通）</p> <p>契約について：政策経営部情報システム課計画調整係 電話3880-5817（直通）</p>

契約の相手方	名称 行政システム株式会社 東京支店 住所 東京都立川市曙町二丁目22番20号
契約相手方の選定理由	当事業者は標準化後の選挙システムの構築事業者であり、著作権上同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため、随意契約を依頼したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担当課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥66,416,460円(税込)
予定価格	¥66,416,460円(税込)
概要	<p>【概要】 生活保護システムに係るシステムサポート、パッケージのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 仕様について 福祉部生活保護指導課情報管理担当 電話 03-3880-5739 (直通)</p> <p>契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 電話 03-3880-5817 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は生活保護システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため、随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥105,243,600円(税込)
予定価格	¥105,243,600円(税込)
概要	<p>【概要】 住民記録システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 (仕様について) 区民部戸籍住民課システム調整担当 電話 03-3880-6033 (直通)</p> <p>(契約について) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話 03-3880-5818 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 富士通Japan株式会社 東京ユニット (蒲田)</p> <p>住所 東京都大田区新蒲田1-17-25</p>
契約相手方の選定理由	<p>住民記録システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上作業ができないため、随意契約を依頼したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥65,098,440円(税込)
予定価格	¥65,098,440円(税込)
概要	<p>【概要】 介護保険システムの保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【仕様担当】 福祉部介護保険課 介護保険システム担当 電話 03-3880-6154 (直通)</p> <p>【契約担当】 政策経営部情報システム課 システム支援調整 電話 03-3880-5626 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は介護保険システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。</p>
担当課 電話番号	<p>政策経営部 情報システム課 3880-5111(1264)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥138,339,300円(税込)
予定価格	¥138,339,300円(税込)
概要	<p>【概要】 国保、高齢医療・年金システムのソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課運用管理係 電話：03-3880-5818（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社NTTデータ</p> <p>住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p>
契約相手方の選定理由	<p>国保・高齢医療・年金システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上作業ができないため、随意契約を依頼したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課 電話番号	<p>政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥20,543,160円(税込)
予定価格	¥20,543,160円(税込)
概要	<p>【概要】 地域包括支援システム（システムサポート、パッケージ保守）のソフトウェア保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 （仕様について） 福祉部高齢者施策推進室 高齢者はつつ支援課地域包括支援センター係 電話 03-3880-5429（直通）</p> <p>（契約・支払について） 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話 03-3880-5818（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は地域包括支援システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため、随意契約を依頼したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ソフトウェア保守委託
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥15,034,800円(税込)
予定価格	¥15,034,800円(税込)
概要	<p>【概要】 ソフトウェア（統合滞納管理システム及びサービス利用）の保守を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課運用管理係 電話：03-3880-5818（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社シンク</p> <p>住所 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号大博センタービル</p>
契約相手方の選定理由	<p>統合滞納管理システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上作業ができないため、随意契約を依頼したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	びん・缶回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥272,889,674円(単価契約)
予定価格	¥272,889,674円(税込)
概要	<p>委託者が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した集積所等に排出されたびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を受託者が普通貨物自動車（2トン）を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel.03-3853-2142（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 足立資源環境事業（協）</p> <p>住所 東京都足立区西伊興1-6-28</p>
契約相手方の選定理由	<p>現在、行政責任で回収している資源のうち、びん・缶については、同一車両で混載方式にて回収している。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当該事業者は、現在も本業務を請負い、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行しており、引き続いて業務を委託することで、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる。また、当該事業者は区内業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する事業者である。よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	びん・缶回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥40,301,261円(単価契約)
予定価格	¥40,301,261円(税込)
概要	<p>委託者が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した地域の集積所等に排出されたびん・缶（飲料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を受託者が普通貨物自動車（2トン）を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 城北リサイクル（協）</p> <p>住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号</p>
契約相手方の選定理由	<p>現在、行政責任で回収している資源のうち、びん・缶については、同一車両で混載方式にて回収している。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に41社の組合員を持ち、主に集団回収事業を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。当該事業者は現在も本業務を請負い、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行しており、引き続いて業務を委託することで、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる。さらに、区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有し、回収量の増大や臨時の搬入の場合の搬入先間の調整が円滑に行うことができる。よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	古紙回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥353,602,793円(単価契約)
予定価格	¥353,602,793円(税込)
概要	<p>足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、指定した地域の集積所等に排出された古紙(新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック)を普通貨物自動車(2トン車)を使用して回収し、指定搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 TEL03-3853-2142(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 城北リサイクル(協)</p> <p>住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号</p>
契約相手方の選定理由	<p>現在、行政責任で回収している資源のうち、古紙については、新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックを同一車両で回収している。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に42社の組合員を持ち、主に集団回収事業を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。当該事業者は現在も本業務を請負い、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行しており、区内において上記委託内容を遂行できる事業者は当該団体以外に見当たらない。当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有し、回収量の増大や臨時の搬入の場合の搬入先間の調整が円滑に行うことができる。よって随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	狭小路地等回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥83,231,417円(単価契約)
予定価格	¥83,231,417円(税込)
概要	<p>足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した地域の資源回収場所・ごみ集積所に排出された資源化物「【古紙】(新聞・雑誌類・雑がみ・段ボール・紙パック)、【びん】(飲料のびんのほか、化粧品のびんを含む)【缶】(飲料水の缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む)、【ペットボトル】」を受託者が軽小型貨物自動車を使用して回収し、委託者が指定する搬入場所に搬入する業務を行う。</p> <p>1 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>2 担当課 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 足立資源環境事業(協)</p> <p>住所 東京都足立区西伊興1-6-28</p>
契約相手方の選定理由	<p>現在、行政責任で回収している資源(古紙・びん・缶・ペットボトル)のうち狭小路地等については、古紙、びん、缶、ペットボトルを混載して回収を行う。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。</p> <p>また、当該事業者は、東京都旧清掃局の清掃事業実施時から現在にいたるまで資源回収車両を安定的かつ確実に供給し、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行している。</p> <p>さらに、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する事業者である。</p> <p>よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	プラスチック回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥402,076,629円(単価契約)
予定価格	¥402,076,629円(税込)
概要	<p>足立区が実施するプラスチック分別回収において、足立区の指定した資源回収場所・ごみ集積所に排出されたプラスチックを受託者が小型プレス車及び軽小型車両を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に搬入する業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 TEL03-3853-2142</p>

契約の相手方	<p>名称 足立資源環境事業(協)</p> <p>住所 東京都足立区西伊興1-6-28</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和6年度より実施していた区内一部地域でのプラスチック分別回収(モデル事業)は、令和8年度より、区内全域に展開することとなった。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当該事業者は、現在もペットボトル等の資源回収事業を請負っており、取り残しや中断の許されない資源回収に対して、車両の供給や回収作業を誠実に遂行している。当該事業者は、区内の資源回収業者の組合員が多く、当区の希望する作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験を有するとともに、本業務を確実に履行するための車両を必要台数保有し、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。よって、当該事業者と随意契約により契約することとした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ファクシミリ保守点検委託（単価）（長期継続）
履行場所	千住区民事務所（足立区千住三丁目9番地 千住ミルディスI番館10階）外15か所
分類業務区分	委託（長期継続）
契約期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥7,696,920円（単価契約）
予定価格	¥7,696,920円（税込）
概要	<p>【概要】</p> <p>区民事務所のファクシミリのカウントメンテナンスを月1回実施する。</p> <p>機種：富士ゼロックス製モノクロ複合機 DocuStation 3071 AS-2</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>地域のちから推進部地域調整課管理係 電話03-3880-5855（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社</p> <p>住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー</p>
契約相手方の選定理由	<p>富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社のファクシミリについては、性能においても良好な実績をあげており、全区民事務所に配置されている。当機種の保守点検は専門技術のあるメーカーにしかできず、メーカーの富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社に委託することで、部品交換を要する等の故障時に迅速かつ確実な対応ができるため。</p>
担当課	地域のちから推進部 地域調整課
電話番号	3880-5111(1714)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ペットボトル回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥244,050,332円(単価契約)
予定価格	¥244,050,332円(税込)
概要	<p>足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、足立区の指定した集積所等に排出されたペットボトルを受託者が特殊装置を装着した小型プレス車を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に搬入する業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 TEL 03-3853-2142 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 足立資源環境事業(協)</p> <p>住所 東京都足立区西伊興1-6-28</p>
契約相手方の選定理由	<p>現在、行政責任で回収している資源のうち、ペットボトルについては、区内全域の集積所での分別回収を実施している。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。また、当区では、ペットボトルを圧縮しながら効率的に積み込める特殊装置を装着した小型車両の導入をしているが、当該事業者は、当該車両を必要台数保有しており、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行している。区内の資源回収業者の組合員が多く、当区の希望する作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する唯一の事業者である。よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ペットボトル回収作業業務請負委託
履行場所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥26,333,109円(単価契約)
予定価格	¥26,333,109円(税込)
概要	<p>足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、足立区の指定した集積所等に排出されたペットボトルを受託者が特殊装置を装着した大型プレス車を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社要興業 足立支社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号</p>
契約相手方の選定理由	<p>現在、行政責任で回収している資源のうち、ペットボトルについては、区内全域の集積所での分別回収を実施している。委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当区では、ペットボトルを圧縮しながら効率的に積み込める特殊装置を装着した大型車両の導入をしているが、当該事業者は、当該車両を必要台数保有しており、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行している。作業効率上も圧倒的な優位性を持っており、回収場所等の区内の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有している。よって、随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	マーク購入
履行場所	足立区立中央図書館（足立区千住五丁目13番5号）
分類業務区分	物品（消耗品）
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,184,730円（単価契約）
予定価格	¥4,184,730円（税込）
概要	<p>件名 マーク購入</p> <p>物品 TRC MARC可変長Tタイプを購入。 ※TRCコードについては、足立区のオンラインに適用できるものとする。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>担当課 地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館資料選定係</p> <p>電話 03-5813-3741（係直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社図書館流通センター</p> <p>住所 東京都文京区大塚三丁目1番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>①図書館のシステムは「TRC MARC」を使用して稼働している。</p> <p>②「TRC MARC」の作成・販売元は株式会社図書館流通センターのみである。</p>
担当課	地域のちから推進部 中央図書館
電話番号	5813-3741(6566)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	気象監視システムサポート
履行場所	都市建設部都市建設課事業推進係指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,758,800円(税込)
予定価格	¥2,758,800円(税込)
概要	<p>【概要】対象区域 足立区及び近隣関連区域 管轄地域の気象特性・地域特性や過去の災害履歴に基づいて判定された災害リスクスケールや意思決定支援情報等を7のシステムを用いて提供し、足立区の気象災害業務時における迅速かつ的確な配備体制のサポートを行う。【契約期間】令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【担当課】都市建設部都市建設課事業推進係 電話03(3880)5478</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社ウェザーニューズ</p> <p>住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地幕張テクノガーデン</p>
契約相手方の選定理由	<p>足立区は四方を河川に囲まれた平坦な地形であり、台風・集中豪雨等による水害の危険性がある。区の災害防止活動を的確に行うためには、異常気象に関する正確な情報を24時間体制で迅速に入手することが必要であるとともに、広域的な情報のみならず、足立区という地域性を重視したきめ細かな情報が要求される。</p> <p>また、災害発生時及び防災体制時における周辺自治体との連携体制を速やかに実施するためにも、共通情報の入手により初動体制を整えることが必要不可欠である。当業者はこれらの情報を正確かつ迅速に提供し、足立区周辺の自治体に対しても防災業務支援を行っていることから、この事業者との随意契約を依頼する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	都市建設部 都市建設課
電話番号	3880-5111(2211)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	駅広場監視業務等委託
履行場所	北綾瀬駅前交通広場（足立区谷中四丁目8番）（別紙配置図参照）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥9,925,000円(税込)
予定価格	¥9,925,000円(税込)
概要	<p>【概要】エスカレーター、エレベーター等の監視及び発停業務、建築設備巡回点検業務等</p> <p>【契約期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】都市建設部 道路公園整備室 安全設備課東部 電気設備係 電話03-3880-5013（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 三井不動産株式会社 商業施設・スポーツ・エンターテインメント本部</p> <p>住所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>エスカレーター・エレベーターの警報盤及び監視カメラの制御装置が、ららテラス北綾瀬の防災センター内にあることから、同施設の管理会社と同一でなければならない。また、早朝深夜のエレベーターの発停及び点検業務、監視カメラによる緊急時の対応等は、上記事業者でないと迅速に対応できないことから随意契約を希望する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5709()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	駅広場監視業務等委託
履行場所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番）（別紙配置図参照）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥6,949,008円(税込)
予定価格	¥6,949,008円(税込)
概要	<p>【概要】エスカレーター、エレベーター等の監視及び発停業務、建築設備巡回点検業務等</p> <p>【契約期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】都市建設部 道路公園整備室 安全設備課東部 電気設備係 電話03-3880-5013（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社マルイファシリティーズ</p> <p>住所 東京都中野区中野三丁目34番28号</p>
契約相手方の選定理由	<p>エスカレーター・エレベーターの警報盤及び監視カメラの制御装置が、ミルディスI番館の防災センター内にあることから、ミルディスI番館の管理会社と同一でなければならない。また、早朝深夜のエレベーターの発停及び点検業務、監視カメラによる緊急時の対応等は上記事業者でないと迅速に対応ができないことから随意契約を希望する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課 電話番号	<p>都市建設部 道・安全設備課</p> <p>3880-5709()</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	千寿本町小学校 足立区千住3-30
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥23,932,019円(税込)
予定価格	¥23,932,019円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 千寿本町小学校 足立区千住3-30</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p> <p>住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	千寿常東小学校 足立区千住旭町10-31
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥28,485,600円(税込)
予定価格	¥28,489,051円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所 千寿常東小学校 足立区千住旭町10-31 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 フジ産業株式会社</p> <p>住所 東京都港区虎ノ門三丁目2番1号虎ノ門桜ビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	西伊興小学校 足立区伊興2-6-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥30,810,120円(税込)
予定価格	¥30,811,672円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所 西伊興小学校 足立区伊興2-6-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社レクトン</p> <p>住所 東京都中央区新川一丁目17番25号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	本木小学校 足立区本木北町7-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥23,252,611円(税込)
予定価格	¥23,252,612円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 本木小学校 足立区本木北町7-1</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p> <p>住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	梅島第二小学校 足立区梅田3-27-4
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥20,801,880円(税込)
予定価格	¥20,802,590円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 梅島第二小学校 足立区梅田3-27-4</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社レクトン</p> <p>住所 東京都中央区新川一丁目17番25号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	中島根小学校 足立区島根2-9-22
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥24,842,400円(税込)
予定価格	¥24,843,203円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 中島根小学校 足立区島根2-9-22</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社CTMサプライ</p> <p>住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	栗原小学校 足立区西新井栄町2-10-18
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥22,001,336円(税込)
予定価格	¥22,001,336円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所 栗原小学校 足立区西新井栄町2-10-18 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社藤江</p> <p>住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	綾瀬小学校 足立区綾瀬3-12-15
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥35,805,000円(税込)
予定価格	¥35,806,604円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 綾瀬小学校 足立区綾瀬3-12-15</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社アモールトーフ</p> <p>住所 東京都足立区東和二丁目9番11号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	東加平小学校 足立区加平1-12-12
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥27,419,700円(税込)
予定価格	¥27,419,851円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所 東加平小学校 足立区加平1-12-12 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 メリックス株式会社</p> <p>住所 東京都千代田区神田司町二丁目7番地2</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	北三谷小学校 足立区東和1-17-12
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥19,850,160円(税込)
予定価格	¥19,850,860円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 北三谷小学校 足立区東和1-17-12</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社アモールトワ</p> <p>住所 東京都足立区東和二丁目9番11号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	花畑第一小学校 足立区花畑1-29-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥23,482,129円(税込)
予定価格	¥23,482,129円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 花畑第一小学校 足立区花畑1-29-1</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社藤江</p> <p>住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	保木間小学校 足立区竹の塚3-6-3
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥27,568,200円(税込)
予定価格	¥27,576,511円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所 保木間小学校 足立区竹の塚3-6-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 日本国民食株式会社</p> <p>住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	東伊興小学校 足立区東伊興1-4-15
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥29,553,417円(税込)
予定価格	¥29,553,417円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 東伊興小学校 足立区東伊興1-4-15</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社藤江</p> <p>住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	千寿青葉中学校 足立区千住宮元町27-6
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥20,392,762円(税込)
予定価格	¥20,392,763円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 千寿青葉中学校 足立区千住宮元町27-6</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p> <p>住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	第四中学校 足立区梅島1-2-33
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥44,041,800円(税込)
予定価格	¥44,047,533円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 第四中学校 足立区梅島1-2-33</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 日本国民食株式会社</p> <p>住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	第五中学校 足立区西新井本町2-3-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥18,021,033円（税込）
予定価格	¥18,021,034円（税込）
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 第五中学校 足立区西新井本町2-3-1</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p> <p>住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	第十中学校 足立区梅島3-23-3
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥27,290,476円(税込)
予定価格	¥27,290,476円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 第十中学校 足立区梅島3-23-3</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社東京天竜</p> <p>住所 東京都文京区本郷二丁目27番20号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	第十三中学校 足立区神明南1-16-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥31,866,120円(税込)
予定価格	¥31,867,172円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 第十三中学校 足立区神明南1-16-1</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社レクトン</p> <p>住所 東京都中央区新川一丁目17番25号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	花畑中学校 足立区花畑1-31-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥21,536,210円(税込)
予定価格	¥21,536,210円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託</p> <p>対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>履行場所 花畑中学校 足立区花畑1-31-1</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係</p> <p>電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社藤江</p> <p>住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（小・中学校等）
履行場所	伊興中学校 足立区伊興5-17-1
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥30,853,516円(税込)
予定価格	¥30,862,132円(税込)
概要	<p>区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所 伊興中学校 足立区伊興5-17-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 有限会社朝日屋</p> <p>住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号</p>
契約相手方の選定理由	<p>「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。</p> <p>足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和7年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定したため、上記事業者と随意契約を取り交わすこととする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	給食調理委託（保育園）（長期継続）
履行場所	千住あずま保育園。
分類業務区分	委託（長期継続）
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 11年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥82,401,000円(税込)
予定価格	¥86,130,000円(税込)
概要	<p>【契約概要】</p> <p>履行場所（千住あずま保育園）において、以下の給食調理業務を行う。</p> <p>①調理</p> <p>②盛り付け・配膳</p> <p>③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管</p> <p>④残菜・厨芥の処理</p> <p>⑤施設・設備の清掃及び日常点検</p> <p>《契約期間》令和8年4月1日から令和11年3月31日</p> <p>《担当課》子ども家庭部 保育・入園課 区立保育施設係 Tel 3880-5888</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社NECライベックス</p> <p>住所 東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和8年1月22日に本件の開札を行った結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がおらず、再度の入札に付しても入札参加者がいないため、不調となった。当該案件について、同時期に他自治体でも入札を行っており、再度入札に付した場合には受注できる事業者は限りなく少なくなり、不調になる可能性が極めて高くなるため、早急に契約をしなければならぬ。上記事業者に見積を取ったところ、上記事業者は条件を変えずに予定価格に収まったため、随意契約を依頼する（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当）。</p>
担当課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1844)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第8号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	警備保障委託
履行場所	千寿本町小学校（足立区千住3丁目30番）外41校
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥21,478,248円(税込)
予定価格	¥21,478,248円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し、財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>学校施設管理課学校施設係 TEL3880-5072</p>

契約の相手方	<p>名称 セコム株式会社</p> <p>住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の異動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。</p> <p>以上のことにより、当該事業者でなければ、学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	警備保障委託
履行場所	第一中学校（千住河原町4丁目7番）外25校
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥12,734,832円(税込)
予定価格	¥12,734,832円(税込)
概要	<p>【概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し、財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 学校施設管理課学校施設係 TEL3880-5072</p>

契約の相手方	<p>名称 セコム株式会社</p> <p>住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の異動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5072(3465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	警備保障委託
履行場所	西新井第一小学校（西新井六丁目21番3号）外12校
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥6,263,400円(税込)
予定価格	¥6,263,400円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し、財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>学校施設管理課学校施設係 TEL3880-5072</p>

契約の相手方	<p>名称 ALSOK株式会社 城東支社</p> <p>住所 東京都台東区台東四丁目33番1号クロスポイント御徒町</p>
契約相手方の選定理由	<p>機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の異動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5072(3466)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物清掃業務委託
履行場所	綾瀬障がい福祉施設（足立区東綾瀬一丁目26番2号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,473,518円(税込)
予定価格	¥4,920,870円(税込)
概要	<p>【概要】 施設の各事務室及び廊下・トイレ部分の清掃及び衛生保持業務を「維持保全業務標準仕様書」及び「建物清掃業務委託特記仕様書」に基づいて実施する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 東部福祉課庶務係 電話03(3605)7105</p>

契約の相手方	<p>名称 (福)あいのわ福祉会</p> <p>住所 東京都足立区青井4-30-5</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該団体は、障がい者用の就労移行支援を行う就労継続支援施設を運営しており、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき定められた「足立区障害者就労施設等からの調達方針」（以下「調達方針」という。）の対象となる団体である。清掃業務は調達方針の対象となる役務で、随意契約での調達を推進していることから、障がい者の自立助長のため、随意契約する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当）</p>
担当課	福祉部 足福・東部福祉課
電話番号	3605-7105(6661)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物清掃業務委託
履行場所	足立区千住庁舎 足立区千住仲町19番3号
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,300,000円(税込)
予定価格	¥3,300,000円(税込)
概要	<p>【概要】足立区千住庁舎の利用者が快適に利用できる環境を維持するため、日常の清掃業務を行う。</p> <p>【期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】福祉部 足立福祉事務所 千住福祉課 庶務係 電話03-3888-3141</p>

契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人あしなみ</p> <p>住所 東京都足立区千住4丁目3番9号</p>
契約相手方の選定理由	<p>平成15年度から、精神障害者の就労の場の拡大と、就労訓練の場の提供を図るため、区の施策として就労支援事業に位置づけ実施している。</p> <p>また本団体は、地方自治施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する精神障害者関係団体で区内唯一の社会福祉法人であり、昨年度の清掃委託の実績とあわせて信頼できる団体である。</p>
担当課	福祉部 足福・千住福祉課
電話番号	3888-3141(86101)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物清掃業務委託
履行場所	神明障がい福祉施設（足立区神明南二丁目6番18号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,918,584円(税込)
予定価格	¥4,918,584円(税込)
概要	<p>1 履行場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物名称 神明障がい福祉施設 ・ 住 所 足立区神明南二丁目6番18号 <p>2 履行期限</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>3 委託内容</p> <p>当該建物の日常清掃業務を行う。業務は特記仕様書によるほか、「足立区維持保全業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という）」による。</p> <p>4 担当課</p> <p>障がい福祉課 障がい施設調整担当 電話 3880-5708（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 （福）あいのわ福祉会</p> <p>住所 東京都足立区青井4-30-5</p>
契約相手方の選定理由	<p>平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、国や地方公共団体等が優先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、努めなければならない。</p> <p>当事業者は、足立区内で多くの障がい者施設（事業）を経営している。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当している。障がい者施設等からの役務の提供を受ける契約を結ぶときは、随意契約によることができる。</p>
担当課	福祉部 障がい福祉課
電話番号	3880-5111(1994)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物清掃業務委託
履行場所	足立福祉事務所西部福祉課・押皿谷住区センター（足立区鹿浜八丁目27番15号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,656,944円(税込)
予定価格	¥5,656,944円(税込)
概要	<p>【概要】 本清掃は定期清掃を除く、保健衛生の管理と良好な執務環境の保全を図るためのものである。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 足立福祉事務所西部福祉課庶務係</p> <p>【電話】 3897-5011</p>

契約の相手方	<p>名称 (福) あだちの里</p> <p>住所 東京都足立区竹の塚7-19-7</p>
契約相手方の選定理由	<p>平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、国や地方公共団体等が優先して障害者就労施設等からの物品等調達を推進するよう、努めなければならないとされている。当事業者は、足立区内で多くの障がい者施設（事業）を経営しており、地方自治法施行令にも該当しているため、随意契約によることとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当）</p>
担当課	福祉部 足福・西部福祉課
電話番号	3897-5012(4591)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物清掃業務委託
履行場所	竹の塚保健センター指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,277,340円(税込)
予定価格	¥3,277,340円(税込)
概要	<p>【概要】 当該建物の日常清掃を行う。(1)床清掃(2)ごみ収集(3)壁面清掃(4)扉清掃</p> <p>建物概要：構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階地上27階の2階部分</p> <p>用途：保健センター、休日応急診療所及び休日応急歯科診療所</p> <p>敷地面積：2,618㎡ 建築面積：2,618㎡</p> <p>延床面積：2,618㎡(実効面積：2,254㎡)</p> <p>日常清掃：平日の月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで</p> <p style="text-align: right;">祝日及び年末年始</p> <p>12月26日から1月3日を除く</p>

契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人あしなみ</p> <p>住所 東京都足立区千住4丁目3番9号</p>
契約相手方の選定理由	<p>平成15年度から、精神障害者の就労の場の拡大と就労訓練の場の提供を図るため、就労支援事業を区の施策として位置付けており、上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により規定の施設を運営する精神障害者関係団体で区内唯一の社会福祉法人であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)</p>
担当課	衛生部 足保・竹の塚保健
電話番号	3855-5082()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物総合管理委託
履行場所	足立区立鋸南自然の家（千葉県安房郡鋸南町大帷子478）
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥12,845,800円(税込)
予定価格	¥12,845,800円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区立鋸南自然の家の休館期間における施設の管理運営及び施設内の機器の保全のため、建物総合管理業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 学校運営部学務課自然教室係 TEL03-3880-5970（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社フォレスト</p> <p>住所 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207</p>
契約相手方の選定理由	<p>施設の今後のありかたを検討する上で、施設を適正に管理する必要があるが、設備等が老朽化しており機器の故障部分を施設担当の技術で補完しており、機器の状況を熟知している当該事業者でなければ、安全な施設管理ができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3451)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物総合管理委託
履行場所	悠々会館（足立区西保木間四丁目9番1号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,379,100円(税込)
予定価格	¥4,379,100円(税込)
概要	<p>【概要】 悠々会館の消防設備、空調設備等の保守点検を行う。</p> <p>【履行期間】 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで</p> <p>【担当課】 地域のちから推進部住区推進課住区管理係 電話03-3880-5090</p>

契約の相手方	<p>名称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店</p> <p>住所 東京都品川区北品川五丁目5番15号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、隣接のスイムスポーツセンターの指定管理者である。悠々会館はスイムスポーツセンターから熱源供給され運営しており、電話設備等を共有している。また、設備管理については、遠隔管理システムの導入をしており、悠々会館の設備運転も当システムに組み込まれている。よって、スイムスポーツセンターの管理業者と異なると悠々会館の運営が困難となる。</p> <p>【自治法施行令167条の2第1項2号該当】</p>
担当課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	公共施設資源化物回収委託
履行場所	足立区立青井小学校ほか132カ所
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥12,630,904円(税込)
予定価格	¥12,630,904円(税込)
概要	<p>1 概要 青井小学校ほか132カ所から発生した古紙類、びん、かん類を回収し、リサイクルルートにのせる。 回収日程 毎月 第2、第4水曜日(4月・3月は第2、第3、第4水曜日)</p> <p>2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>3 担当課 学校運営部 学務課 学校給食係 電話3880-5975</p>

契約の相手方	<p>名称 城北リサイクル(協)</p> <p>住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号</p>
契約相手方の選定理由	<p>①同組合は、区内133か所以上の公共施設の資源化物を1日で回収が可能である。</p> <p>②同組合は、回収から処理まで一体的に実施することができる区内唯一の協同組合事業者である。</p> <p>【自治法施行令167条の2第1項2号該当】</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	公共施設資源化物回収委託
履行場所	青井住区センター（足立区青井五丁目11-40番101号）外92か所
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥8,075,496円(税込)
予定価格	¥8,075,496円(税込)
概要	<p>【概要】 青井住区センター（足立区青井五丁目11-40番101号）外92か所の資源ゴミの回収を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 地域のちから推進部住区推進課住区管理係 電話：3880-5090（直通） FAX：3880-5603</p>

契約の相手方	<p>名称 城北リサイクル（協）</p> <p>住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号</p>
契約相手方の選定理由	<p>①同組合は、区内90か所以上の公共施設の資源化物を1日で回収が可能である。</p> <p>②同組合は、回収から処理まで一体的に実施することができる区内唯一の協同組合事業者である。</p> <p>③資源化物回収委託契約の締結にあたっては、処理委託契約を同じ事業者と別途契約する必要があるが、処理委託契約の契約請求は学務課が一括して担当するため、他の事業者に回収を委託することができない。</p> <p>【自治法施行令167条の2第1項2号該当】</p>
担当課 電話番号	地域のちから推進部 住区推進課 3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	砂場砂補充委託
履行場所	公園維持課管内
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥12,676,950円(単価契約)
予定価格	¥12,676,950円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>本委託は、区立公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。</p> <p>ガラス破片等の異物混入、踏圧等による砂の固結、砂の不足等に対処するため作業を実施する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 東部公園係</p> <p>03-3880-5239(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 セントラル企画有限会社 他1者</p> <p>住所 東京都練馬区関町東一丁目6番8号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本委託による作業は、足立区内約340か所の砂場について、犬・猫の糞尿やガラス片の混入等の迷惑行為があった場合、利用者の安全を確保するため、緊急を要する作業が多い。また、履行可能な事業者は上記2者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5239
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥73,295,326円(単価契約)
予定価格	¥73,295,326円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区内全域で実施する資源回収事業で回収したペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者引き渡す業務を行うこと。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 大谷清運株式会社</p> <p>住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の設置許可を要する施設(大谷清運リサイクルリポーン、足立区入谷九丁目4番13号)を区内に所有し、かつ、現在も本業務を請負っていて、誠実かつ確実に業務を遂行している。</p> <p>また、当該事業者の施設は区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の北西部における搬入先として重要な施設となっている。</p> <p>よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥10,495,709円(単価契約)
予定価格	¥10,495,709円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区内全域で実施する資源回収事業において回収したペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者を引き渡す業務を行うこと。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社トベ商事</p> <p>住所 東京都北区王子五丁目10番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することにより需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。</p> <p>一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、ペットボトルについては、平成17年度当初より、区内全域の資源回収場所・ごみ集積所での分別回収を実施しているが、円滑かつ確実で、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。</p> <p>当該事業者は、本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の設置許可を要する施設（足立営業所、足立区入谷八丁目10番29号）を区内に保有している搬入先として重要な施設となっている。</p> <p>よって、当該事業者と随意契約により契約することとし</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥68,754,746円(単価契約)
予定価格	¥68,754,746円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区内全域で実施する資源回収事業において回収した資源化物（びん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）・ペットボトル）を再資源化するため、品目ごとに選別、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者へ引き渡すこと。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社要興業 足立支社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶の搬入実績があり、誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設が北千住地域及び小台、宮城地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の南部における搬入先として重要な施設となっている。</p> <p>また、平成17年度当初より、区内全域の集積所でのペットボトルの分別回収を実施しているが、円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。当該事業者については、ペットボトルを圧縮、梱包する十分な処理能力を持った機械を備え、かつ本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の設置許可を要する施設を併設した事業所を区内に保有しているため作業効率も良い。立地についても、上記の必須条件をすべて満たしている唯一の業者である。</p> <p>よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥16,193,566円(単価契約)
予定価格	¥16,193,566円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区内全域で実施する資源回収事業において回収したびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を再資源化するため、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社アイ・エス産業</p> <p>住所 東京都足立区皿沼3丁目27番10号</p>
契約相手方の選定理由	<p>資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。</p> <p>一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、びん・缶については、現在、同一車両で混載方式にて回収しているため、びん・缶双方が搬入できる資源化施設が必須条件であり、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要である。</p> <p>当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行している。また、当該事業者の施設は、国道4号線より西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の西部における唯一の搬入先として重要な施設となっているため。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契 約 年 月 日	令和 8年 4月 1日
契 約 金 額	¥32,010,651円(単価契約)
予 定 価 格	¥32,010,651円(税込)
概 要	<p>【概要】</p> <p>区内全域で実施する資源回収事業において回収したびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を再資源化するため、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 中村ガラス株式会社</p> <p>住所 東京都足立区本木一丁目13番16号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶の搬入実績があり、誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設は、国道4号線より東部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の東部における唯一の搬入先として重要な施設となっている。</p> <p>よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電 話 番 号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥22,000,000円(単価契約)
予定価格	¥22,000,000円(税込)
概要	<p>【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収した古紙(新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック)を再資源化するため、紐切り、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 電話03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 城北リサイクル(協)</p> <p>住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号</p>
契約相手方の選定理由	<p>資源化事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、中断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。</p> <p>当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に41社の組合員をもち、主に集団回収を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。</p> <p>また、当該事業者は、行政回収している古紙を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行しており、業務指示書に沿って資源化を受託できる施設を多く保有している。</p> <p>さらに、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要であるが、当該事業者は、区の全域において直納問屋等古紙を扱う組合員が多く、搬入先の箇所数について圧倒的な優位性があり、安定的な運営が可能な唯一の事業者である。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥226, 119, 630円(単価契約)
予定価格	¥226, 119, 630円(税込)
概要	<p>【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみ、粗大ごみ及び持込みされた粗大ごみのうち資源化対象としたものを再利用事業者へ引き渡すことで、ごみの再資源化及び減量を図ることを目的とする。</p> <p>【契約期間】 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月 31日</p> <p>【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL 03-3853-2146 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社要興業 足立支社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号</p>
契約相手方の選定理由	<p>資源化事業は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。今回、選別等の高品質化をした不燃ごみ、および粗大ごみを破碎・梱包・保管等を行い、再利用事業者へ引き渡しを行う。円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。当該事業者は、破碎・梱包を行うための機械を有しているほか、再利用事業者への引渡しや売却ルートを有している。現在も選別等の高品質化をした不燃ごみ、及び粗大ごみ（金属類・木材・布団）の資源化について行っており、区の依頼や連絡に対して誠実かつ確実に履行している。また、足立区全域の不燃ごみや、資源対象の粗大ごみの全てを搬入、破碎・梱包・保管等を行う処理能力があり、円滑かつ確実に、効率的に行うことが可能な施設を足立区内に保有しているため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥8,175,860円(単価契約)
予定価格	¥8,175,860円(税込)
概要	<p>【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみのうち、細分化した選別等による高品質化のうえ資源化対象とした不燃ごみを梱包・保管等を行い、再利用事業者に引き渡すこと。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社トベ商事</p> <p>住所 東京都北区王子五丁目10番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>資源化事業は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。</p> <p>今回、選別等の高品質化をした不燃ごみを破碎・梱包・保管等を行い、再利用事業者に引き渡しを行う。円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。</p> <p>当該事業者は、梱包・保管を行うための処理能力を有しているほか、再利用事業者への引渡しや売却ルートを有している。</p> <p>また、当該事業者の施設は、区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから、区の北西部における唯一の搬入先として重要な施設である。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥111,475,966円(単価契約)
予定価格	¥111,475,966円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区が実施したプラスチックを自らの施設に引き取り、指定法人が定める引き取り品質に適合するように選別等の処理を行ったうえで、指定法人に引き渡すまで保管すること。また、処理ヤード内における業務を安全かつ効率的に行うものとする。業務内容については、別紙「業務指示書」のとおりである。ただし、業務の遂行上、当然必要な事項は、明記されていない場合であっても、委託者と協議し受託者の負担で実施すること。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清掃計画係 03-3853-2146</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社要興業 足立支社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和6年1月10日に実施したモデル地区におけるプラスチック分別回収事業実施に伴う資源化委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、上記事業者の提案内容が特定された。提案書募集の際に「業務の実績が良好な場合は1年間を1単位として2回を限度に契約更新できる」としている。業務の実施評価は良好であることから、上記事業者と随意契約を行いたい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥116,467,428円(単価契約)
予定価格	¥116,467,428円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区が分別回収したプラスチック類を自らの施設に引き取り、指定法人が定める引き取り品質に適合するように選別等の処理を行ったうえで、指定法人に引き渡すまで保管すること。また、処理ヤード内における業務を、安全かつ効率的に行うものとする。業務内容については、別紙「業務指示書」のとおりである。ただし、業務の遂行上、当然必要な事項は、明記されていない場合であっても、委託者と協議し、受託者の負担において実施すること。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所作業係 03-3853-2141</p>

契約の相手方	<p>名称 大谷清運株式会社</p> <p>住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和7年3月27日に実施したプラスチック分別回収事業実施に伴う資源化委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、上記事業者の提案内容が特定された。提案書募集の際に履行期間が、令和8年4月1日～令和9年3月31日となっているため、当該事業者と随意契約により契約することとしたい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥115,801,899円(単価契約)
予定価格	¥115,801,899円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区が分別回収したプラスチック類を自らの施設に引き取り、指定法人が定める引き取り品質に適合するように選別等の処理を行ったうえで、指定法人に引き渡すまで保管すること。また、処理ヤード内における業務を、安全かつ効率的に行うものとする。業務内容については、別紙「業務指示書」のとおりである。ただし、業務の遂行上、当然必要な事項は、明記されていない場合であっても、委託者と協議し、受託者の負担において実施すること。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所作業係 03-3853-2141</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社東京クリアセンター</p> <p>住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号赤坂室町ビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和7年3月27日に実施したプラスチック分別回収事業実施に伴う資源化委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、上記事業者の提案内容が特定された。提案書募集の際に履行期間が、令和8年4月1日～令和9年3月31日となっているため、当該事業者と随意契約により契約することとしたい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥116,467,428円(単価契約)
予定価格	¥116,467,428円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区が分別回収したプラスチック類を自らの施設に引き取り、指定法人が定める引き取り品質に適合するように選別等の処理を行い、区が指定する指定保管施設へ搬入し、指定保管施設の指定する場所に搬入し荷下ろしすること。また、処理ヤード内における業務を、安全かつ効率的に行うものとする。業務内容については、別紙「業務指示書」のとおりである。ただし、業務の遂行上、当然必要な事項は、明記されていない場合であっても、委託者と協議し、受託者の負担において実施すること。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所清作業係 03-3853-2141</p>

契約の相手方	<p>名称 大谷清運株式会社</p> <p>住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和7年8月4日に実施したるプラスチック分別回収事業実施に伴う資源化委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、上記事業者の提案内容が特定された。提案書募集の際に履行期間が、令和8年4月1日～令和9年3月31日となっているため、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	資源化委託
履行場所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥116,467,428円(単価契約)
予定価格	¥116,467,428円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区が分別回収したプラスチック類を自らの施設に引き取り、指定法人が定める引き取り品質に適合するように選別等の処理を行い、区が指定する指定保管施設へ搬入し、指定保管施設の指定する場所に搬入し荷下ろしすること。また、処理ヤード内における業務を、安全かつ効率的に行うものとする。業務内容については、別紙「業務指示書」のとおりである。ただし、業務の遂行上、当然必要な事項は、明記されていない場合であっても、委託者と協議し、受託者の負担において実施すること。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所作業係 03-3853-2141</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社首都圏環境美化センター</p> <p>住所 東京都足立区入谷九丁目21番19号</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和7年8月4日に実施したプラスチック分別回収事業実施に伴う資源化委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、上記事業者の提案内容が特定された。提案書募集の際に履行期間が、令和8年4月1日～令和9年3月31日となっているため、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	自転車等駐車場設備保守・遠隔操作及び管理業務委託
履行場所	北千住北自転車駐車場（千住旭町42番2号）外1ヶ所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥22,390,500円(税込)
予定価格	¥22,390,500円(税込)
概要	<p>1 概要</p> <p>(1) 履行場所</p> <p>①北千住北自転車駐車場（足立区千住旭町42番2号）</p> <p>②北千住西口自転車駐車場（足立区千住旭町42番2号）</p> <p>)</p> <p>(2) 主な契約内容</p> <p>①「足立区営自転車等駐車場管理運営要綱」に基づく事務受付（定期利用受付、一時利用受付等）</p> <p>②自転車駐車場の管理</p> <p>③金銭取扱事務</p> <p>④遠隔監視業務および管理システム等設備機器保守・点検</p> <p>2 期間</p> <p>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社ルミネクリエーツ</p> <p>住所 東京都新宿区西新宿一丁目19番5号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該自転車駐車場はルミネ北千住店敷地内に設置されている。また、同じ建物内には駐車場が設置されており、当該駐車場の管理運営および監視業務については、ルミネ北千住店が上記事業者に委託しているため、当業務を実施できるのは当該業者のみである。以上の理由から同社と随意契約したい。</p>
担当課	都市建設部 交通対策課
電話番号	3880-5111(2281)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	自動車賃借						
履行場所	総務課指定場所						
分類業務区分	賃貸借						
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日						
契約年月日	令和 8年 4月 1日						
契約金額	¥3,434,640円(税込)						
予定価格	¥3,434,640円(税込)						
概要	<p>1 契約内容 車両14台の賃貸借及びメンテナンス</p> <p>2 借入期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日(12か月)</p> <p>3 車種等</p> <table border="0"> <tr> <td>①ミラ</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>②エスクァイア</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>③ハイエース</td> <td>2台</td> </tr> </table>	①ミラ	11台	②エスクァイア	1台	③ハイエース	2台
①ミラ	11台						
②エスクァイア	1台						
③ハイエース	2台						

契約の相手方	<p>名称 三菱オートリース株式会社 公共・提携推進部</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目33番11号</p>
契約相手方の選定理由	<p>車両計画管理車両の賃貸借契約は、令和8年3月31日をもって満了する。次期車両の選定にあたり、充電設備の増設及び環境配慮車両の発売を待つため、引き続き現在の事業者から現行車両を再リースする。なお、車両の維持管理が適切に行われていることもあり、引き続きこの車両を使用することに問題はない。</p>
担当課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1315)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	巡回入浴業務委託
履行場所	障がい福祉課指定場所（足立区内対象者自宅）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥38,165,400円(単価契約)
予定価格	¥38,165,400円(非課税)
概要	<p>【概要】</p> <p>入浴困難な在宅の重度身体障がい者（以下「対象者」という。）に対し、入浴車を派遣し入浴業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行場所 障がい福祉課の指定する場所（足立区内対象者自宅） ・対象者1人につき週1回を限度として必要な回数とする。 ・対象者に対し、洗体・洗髪・洗顔を行う。入浴後は対象者の身体を十分に拭き取る。 <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>福祉部障がい福祉課障がい給付係 電話（03）3880-5472（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社大起エンゼルヘルプ 他3者</p> <p>住所 東京都荒川区東尾久一丁目1番4号 5階</p>
契約相手方の選定理由	<p>下記4者を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社大起エンゼルヘルプ 荒川区東尾久1-1-4 5階 ・アースサポート株式会社 渋谷区本町1-4-14 ・株式会社ASCare 静岡県静岡市葵区10-8-1・合同会社i.（ぱんだの湯） 足立区南花畑4-3-1 マスカレードA号棟101 <p>【選定理由】</p> <p>本事業は、区内全域で一定の障がいのある方を対象とした事業である。入浴を安全に行うため、看護師や介護士の確保が必須であり、1者あたりの受け入れ人数に限られる。事業継続のためには常に安定して利用者を受け入れる体制を整える必要があり、そのためには履行业者が複数必要である。上記4者は足立区の身体障がい者巡回入浴事業の実績があり、既存事業者が継続して入浴サービスを提供することで、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる。そのため、上記4者と特命随意契約を締結したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	福祉部 障がい福祉課
電話番号	3880-5111(1995)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	照明制御設備保守点検委託
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥2,582,646円(税込)
予定価格	¥2,582,646円(税込)
概要	<p>【件名】 照明制御設備保守点検委託</p> <p>【履行期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【住所】 足立区中央本町一丁目17番1号(足立区役所本庁舎)</p> <p>【業務内容】 庁舎の照明制御装置の機能を維持し、利便性、経済性、安全性、管理性の向上を図ると共に、定期的な維持管理業務と計画的な保全業務を行い、庁舎を使用する人々に充実した生活空間を提供することを目的とする。</p> <p>【担当者】 庁舎管理課 本庁舎設備担当 松田 03-3880-5827</p>

契約の相手方	<p>名称 東芝ライテック株式会社 首都圏支店</p> <p>住所 東京都品川区南品川二丁目2番13号南品川JNビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本事業者は、照明制御設備の開発製造者で施工者でもあり、適切で責任ある管理ができる。</p> <p>(2) 設備を熟知しており、設備機能を最大に発揮させ、効率性と経済性を常に意識して保守を遂行している。</p> <p>(3) プログラム等については、庁舎独自のものを採用しており、本事業者のみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。</p> <p>(4) 本事業者と直接契約することにより、経費の低減を図ることができる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	水路・排水施設等清掃委託
履行場所	区内一円
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥51,702,035円(単価契約)
予定価格	¥51,813,135円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集水樹・導水管・U字溝などの清掃 2 浸透樹・浸透管などの清掃 3 親水施設（水路、滝、池、地下貯水槽など含む）の清掃、土砂や苔、水垢などが溜まった部分を高圧洗浄車やデッキブラシ等で清掃して、堆積物をバキューム車で除去する。発生物は運搬・処分する。 <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 東部公園係 03-3880-5239（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 エンドウ・エコレイズ株式会社 他6者</p> <p>住所 東京都足立区西新井六丁目27番16号</p>
契約相手方の選定理由	<p>現場が管内一円で作業量が多く、1社では受注しきれない。また、エリア別の契約とすると、特定箇所で作業が集中することもあり、対応が困難になる。そのため、複数業者と契約することが必要となる。また、履行可能な事業者は下記7者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、下記7者と特命随意契約を締結したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p> <p>エンドウ・エコレイズ（株）・新栄工業（株）・（更）清和会・（株）丸三興業・（有）睦興業・山喜建設（株）・東武清掃（株）</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5239
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	廃棄物処分委託（水路・排水施設）
履行場所	受注者の処理施設
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,122,900円(単価契約)
予定価格	¥3,674,000円(税込)
概要	<p>【概要】 水路、池、浄化施設等の清掃により排出した汚泥の処分</p> <p>【委託期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 公園調整係 03-3880-5845（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 有限会社平澤興業</p> <p>住所 埼玉県越谷市大間野町四丁目212番地3</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記会社は、「水路・排水施設等清掃委託」を随意契約している受注者の廃棄物処理委託契約締結会社である。緊急時における水路等の清掃業務で発生した汚泥処理を契約外の廃棄物処理会社で受け入れてもらうことが難しいため、本会社を処理業者として随意契約を行いたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5845
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	粗大ごみ受付業務委託
履行場所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥16,695,478円(税込)
予定価格	¥16,695,478円(税込)
概要	<p>【概要】 粗大ごみの直接持込事業を実施することは、粗大ごみの収集コスト削減ならび、区民サービス拡大という利点がある。そのため、区民が直接持込した粗大ごみの受付業務を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 足立清掃事務所 清掃計画係 TEL03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社新井商店</p> <p>住所 東京都台東区根岸五丁目14番13号</p>
契約相手方の選定理由	<p>粗大ごみ自己持込については、家庭で使用していた耐久消費財等を区民の方が自ら自家用車にて搬入してくるものであり、土曜日曜祝日には1日あたり約120件、個数では約720個、重量では約6tの粗大ごみが搬入され、これを一時ストックしなければならないほか、道路環境や荷物の積み下ろしなどの騒音に対する設備、鹿浜粗大中継所に搬送するためのトラックの一時保管並びに作業スペースが必須条件である。特にごみという性格から近隣住民への配慮は必要不可欠である。上記事業者は区が古紙の回収で契約している城北リサイクル協同組合の正会員であり、足立区北加平に大きな倉庫、ヤードを設けている「古紙直納問屋」である。本来業務の関係から近隣対策はもちろん、トラックが出入りできる施設であり、騒音に対する設備が完備されている。また、立地が北加平という足立区を東西で2分したときの東の中心であり区民の方の利便性は大きな魅力である。さらに当条件を満たす施設を所有する業者は区内に他には存在しない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	粗大ごみ受付業務委託
履行場所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥39,014,291円(税込)
予定価格	¥39,014,291円(税込)
概要	<p>【概要】 粗大ごみの直接持込事業を実施することは、粗大ごみの収集コスト削減ならび、区民サービス拡大という利点がある。そのため、区民が直接持込した粗大ごみの受付業務及び、北加平自己持込場所に集まった粗大ごみの運搬を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 白井運輸株式会社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜三丁目28番7号</p>
契約相手方の選定理由	<p>粗大ごみ自己持込については、家庭で使用していた耐久消費財等を区民の方が自ら自家用車にて搬入するもので、土日祝日には1日あたり約120件、平日では約70件の粗大ごみが搬入され、これを一時ストックするスペース、持ち込みに便利な道路環境が必要である。また、持ち込まれた粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設に搬送するため、中継プレス車への積み込み作業をしなければならず、その作業スペースと積み込み時に発生する騒音対策設備が完備されていることが必須条件である。</p> <p>上記事業者は区が清掃車の雇上契約をしている東京環境保全協会の正会員で、足立区鹿浜に大きな車庫、ヤードを設けており、本来業務の関係から近隣対策を行うとともに、粗大ごみ自己持ち込みの車両や中継搬送用の中継プレス車が出入りでき、騒音に対する設備も完備されている。前記必須条件を満たす施設を所有する業者は区内に他には存在しないため、随意契約するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	粗大ごみ収集作業・中継運搬業務請負委託
履行場所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥261,599,439円(単価契約)
予定価格	¥261,599,439円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区内全域の粗大ごみを、受託者が小型ダンプ車および大型プレス車を使用して収集し、足立区が指定する搬入場所に運搬するとともに、付帯する事務を行う。</p> <p>【履行期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>環境部足立清掃事務所管理係 TEL3583-2142</p>

契約の相手方	<p>名称 足立資源環境事業(協)</p> <p>住所 東京都足立区西伊興1-6-28</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者の組合員は区が清掃車両の雇上契約をしている東京環境保全協会の会員であり、長年にわたり清掃事業に携わっている。</p> <p>また、当該事業者の組合員が、現に粗大ごみの収集および中継の受託者であり、本委託契約に基づく粗大ごみ専用収集車両および中継運搬車両を保有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	粗大ごみ受付業務及び関連システム運用・保守業務委託
履行場所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥105,666,990円(税込)
予定価格	¥105,666,990円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区環境行政サービスの一層の推進及び事務作業の効率化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粗大ごみ排出者への電話及びインターネットなどによる受付業務 2 携帯タブレット端末を用いた粗大ごみ収集昨日管理 3 集積所管理システムにおける更新データの一括管理 4 集団回収システムにおける更新データの一括管理 5 チャットボットによる受付機能の運用および保守 <p>【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社NTTネクシア</p> <p>住所 北海道札幌市中央区大通西十四丁目7番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>令和4年7月7日に実施した粗大ごみ受付業務および関連システム運用・保守業務委託選定委員会において、上記事業者の提案書が特定された。提案書募集の際に、「業務の実施評価が良好な場合、令和6年度以降、1年間を1単位として4回を限度に契約更新できる」としている。業務の実施評価は良好であることから上記事業者との随意契約を行いたい。(地方自治法施行令第167条2第1項第2号該当)</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	粗大ごみ中継業務委託
履行場所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥65,198,846円(税込)
予定価格	¥65,198,846円(税込)
概要	<p>【概要】 粗大ごみを効率的に処理するため、粗大中継所に集められた粗大ごみの分別保管業務、中継運搬車両への積み替え業務、及び粗大中継所の運営管理業務を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 白井運輸株式会社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜三丁目28番7号</p>
契約相手方の選定理由	<p>粗大ごみ中継業務は、足立区全域より収集された粗大ごみを効率的に処理・処分施設（中防粗大ごみ破碎処理センター）へ運搬するため、粗大ごみを集約し中継車両（中継プレス車）へ積替え作業を行うこと、および積替え作業を行う施設を管理・運営することを業務内容としている。当該業務においては、近隣に対する騒音の影響が大きいため防音等の設備投資が必要であるが、上記事業者は清掃事業が区に移管される以前より粗大ごみ中継施設としての業務を行っており、経験があり、設備が十分に整っている。また、中継車両配車元と中継業務委託先が同一事業者となることを想定しており、効率的に粗大ごみの積み込み等の中継業務を行うことが可能となる。平成15年5月より、粗大ごみの区民自己持込制度を行っているが、当該事業にかかる持込指定場所については、粗大ごみ中継業務委託先と同一先を想定している。効率的な収集運搬体制を確立するため、区民自己持込制度・粗大ごみ中継業務を同一場所で実施することが行政コストの最小化につながるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	本会議生中継放送・機器操作委託
履行場所	足立区議会AV調整室及び足立区議会事務局指定場所（足立区中央本町一丁目17番1号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥6,464,700円(単価契約)
予定価格	¥6,464,700円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>1. 生中継 各定例会及び臨時会を撮影した映像及び音声を受注者所有の機器を使用し、受注者に伝送し、「J:COMチャンネル足立」により生中継で放送する。</p> <p>2. 機器操作 区議会事務局と十分な打ち合わせの上、各定例会及び臨時会を撮影・録音する。また、放送に使用する映像を選択し、映像にテロップを入力する。入力後、音声とともに、庁内CATV網及び区議会事務局の指定する場所に送信する。</p> <p>【担当課】 区議会事務局調査係 Tel.3880-5996</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社ジェイコム東京</p> <p>住所 東京都練馬区桜台一丁目1番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>区議会に関する様々なことを区民の方々により広く知っていただくことを目的とし、平成18年度から足立区議会本会議の生中継放送を開始した。その媒体は、足立区内に広く普及しているCATV網を利用して放送するのが望ましい。</p> <p>また、スタジオ内の機器・撮影機材等の操作を習得しており、かつ、本会議における番組構成を熟知している。</p> <p>については、区内でCATV放送事業を行っているのは上記事業者のみであり、生中継放送及び機器操作は密接に関連した業務であることから、同事業者と契約を締結する必要がある。</p>
担当課	区議会事務局 区議会事務局
電話番号	3880-5111(4122)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立区公式ホームページ保守管理委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥12,169,190円(税込)
予定価格	¥12,169,190円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区公式ホームページ保守管理を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 (仕様担当) 政策経営部報道広報課デジタル情報・広告係 電話03(3880)5514(直通)</p> <p>(契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス</p> <p>住所 東京都港区港南2丁目16番4号品川グランドセントラルタワー9階</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は足立区公式ホームページを管理するコンピュータシステムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・運用管理業務が不可能であるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	桑袋ビオトープ公園運営業務委託
履行場所	桑袋ビオトープ公園（足立区花畑八丁目2番2号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥54,638,776円(税込)
予定価格	¥54,638,776円(税込)
概要	<p>【概要】 公園施設における解説業務、維持管理業務を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 拠点公園係 03-3880-5897（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社自然教育研究センター</p> <p>住所 東京都立川市錦町二丁目1番22号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本委託事業者は、令和3年度プロポーザル方式により選定し令和4年度より契約している事業者であり、プロポーザル募集要項により前年度の業務が良好な場合は1年を1単位として契約初年度から4回を限度に随意契約可能としている。令和6年度に実施した業務について令和7年度に都市建設部道路公園整備室プロポーザル実施事業者評価委員会による評価を行った結果、別紙「業務評価シート」のとおり良好であったため、随意契約を依頼する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5897
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	中央監視装置点検委託
履行場所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目17番1号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥22,495,000円(税込)
予定価格	¥22,495,000円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>本業務は、自動制御機器の作動状態を点検調整し、機器を良好な状態で運転させるように保守管理する。また故障時および緊急時において迅速に復帰する体制を確保する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>施設営繕部 庁舎管理課 本庁舎設備係 電話03-3880-5111</p>

契約の相手方	<p>名称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店</p> <p>住所 東京都品川区北品川五丁目5番15号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本施設は、当該事業者製の制御機器でシステム構築をしており、メーカー独自の制御ソフトウェアにより、各設備の制御を行っている。</p> <p>制御方式および設定値（パラメータ）等は建物固有のものであり、制御プログラムの変更作業およびメンテナンスは当該事業者でなければならない。</p>
担当課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2974)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	中央監視装置点検委託
履行場所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目17番1号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥7,260,000円(税込)
予定価格	¥7,260,000円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>本業務は、自動制御機器の作動状態を点検調整し、機器を良好な状態で運転させるように保守管理する。また、故障時および緊急時において迅速に復帰する体制を確保する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>施設営繕部 庁舎管理課 本庁舎設備係 電話03-3880-5111</p>

契約の相手方	<p>名称 ジョンソンコントロールズ株式会社</p> <p>住所 東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本施設は、当該事業者製の制御機器でシステム構築をしており、メーカー独自の制御ソフトウェアにより、各設備の制御を行っている。制御方式および設定値（パラメータ）等は、本施設固有のものであり、制御プログラムの変更作業およびメンテナンスは当該事業者でなければできない。（地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	中水処理施設保守管理委託
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,369,100円(税込)
予定価格	¥5,369,100円(税込)
概要	<p>本業務は、厨房排水除害施設および中水施設の機能を良好な状態で維持させるために保守管理を行うものとする。また、故障などの緊急時には迅速に対応するものとする。</p> <p>履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日 担当課 施設営繕部庁舎管理課本庁舎設備係 3880-5827(直通)</p>

契約の相手方	名称 ドリコ株式会社 住所 東京都中央区日本橋二丁目13番10号
契約相手方の選定理由	<p>本施設は雑排水、厨房排水などを浄化し中水として再利用する当該事業者独自の技術を結集した、各機器の設定調整をシステム全体として動作させるものである。これを適切に管理点検することは製造メーカーである当該事業者以外ではできず、直接契約により維持管理経費を低減することができる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機賃借
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥142,004,280円(税込)
予定価格	¥142,004,280円(税込)
概要	<p>【概要】 電子計算機（基幹系実行基盤機器）を賃借する(R8再リース)。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整 電話：03-3880-5901（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階</p>
契約相手方の選定理由	<p>対象のシステム機器は、区の基幹系業務システムを稼働させる環境構築設計がすでになされている。当機器を再リースできない場合、契約満了後システムの稼働を維持できず、業務継続が不可能となるため随意契約をお願いしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機賃借
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥10,289,400円(税込)
予定価格	¥10,289,400円(税込)
概要	<p>【概要】 電子計算機(基幹系実行基盤機器R3調達分)を賃借する(R8再リース)。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整 電話：03-3880-5901(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階</p>
契約相手方の選定理由	<p>対象のシステム機器は、区の基幹系業務システムを稼働させるための環境構築設計がすでになされている。当機器を再リースできない場合、契約満了後システムの稼働を維持できず、業務継続が不可能となるため随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機賃借
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥54,799,800円(税込)
予定価格	¥54,799,800円(税込)
概要	<p>【概要】 電子計算機(基幹系実行基盤機器R2追加機器)を賃借する(R8再リース)。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整 電話：03-3880-5901(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階</p>
契約相手方の選定理由	<p>対象のシステム機器は、区の基幹系業務システムを稼働させるための環境構築設計がすでになされている。当機器を再リースできない場合、契約満了後システムの稼働を維持できず、業務継続が不可能となるため随意契約をお願いしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機賃借
履行場所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥9,061,800円(税込)
予定価格	¥9,061,800円(税込)
概要	<p>【概要】 電子計算機（オンラインバックアップシステム機器等H29調達分再リース（基幹系DataDomain））を賃借する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 電話 03-3880-5901（内線1225） Email j-shien@city.adachi.tokyo.jp</p>

契約の相手方	<p>名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階</p>
契約相手方の選定理由	<p>新たに機器をリースする場合、機器のリース費用のほかに、構築業者による構築にかかる費用が必要となる。よって、リース期間が終了した直後から同機器・同設定にて引き続き使用する方が、委託費用が不要となり合理的であるため、随意契約をお願いしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機保守点検委託
履行場所	交通対策課及び移送所4ヶ所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,574,000円(税込)
予定価格	¥2,574,000円(税込)
概要	<p>(1) 履行場所</p> <p>①交通対策課(足立区中央本町一丁目17-1)</p> <p>②中央本町移送所(足立区足立四丁目16-19先)</p> <p>③竹の塚移送所(足立区東伊興三丁目18-7)</p> <p>④北綾瀬移送所(足立区谷中一丁目8-10)</p> <p>⑤扇移送所(足立区扇一丁目1先)</p> <p>(2) 主な契約内容</p> <p>①ソフトウェア保守</p> <p>②ハードウェア保守</p> <p>③回線保守</p> <p>(3) 担当</p> <p>都市建設部交通対策課自転車係</p> <p>電話 03-3880-5914</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン</p> <p>住所 大分県臼杵市大字臼杵706番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザインは、導入する放置自転車撤去システムの開発事業者であり、他の事業者では作業できないため、随意契約を行う。</p>
担当課	都市建設部 交通対策課
電話番号	3880-5111(2284)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機保守点検委託
履行場所	政策経営部情報システム課及び総務部総務課
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,844,300円(税込)
予定価格	¥5,844,300円(税込)
概要	<p>【概要】 公文書情報公開システムの電子計算機保守点検を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (1) 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通)</p> <p>(2) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社NTTデータ四国</p> <p>住所 愛媛県松山市本町一丁目3番地4</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は公文書情報公開システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため、随意契約を依頼したい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機保守点検委託
履行場所	政策経営部情報システム課及び総務部総務課
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥12,883,200円(税込)
予定価格	¥12,883,200円(税込)
概要	<p>【概要】 文書管理システムの電子計算機保守点検を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (1) 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通)</p> <p>(2) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社NTTデータ四国</p> <p>住所 愛媛県松山市本町一丁目3番地4</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は当該システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため、随意契約を依頼したい（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機保守点検委託
履行場所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥10,637,880円(税込)
予定価格	¥10,637,880円(税込)
概要	<p>【概要】 保健衛生システムの電子計算機保守点検を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当】</p> <p>(1) 仕様担当 衛生部衛生管理課システム標準化担当 電話 03-3880-5891(直通)</p> <p>(2) 契約担当 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話 03-3880-5818(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所</p> <p>住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目4番5号太陽生命大宮ビル5F</p>
契約相手方の選定理由	<p>保健衛生システムの開発元事業者であり、著作権法上他の事業者では対応できないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	電子計算機保守点検委託
履行場所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥58,630,000円(税込)
予定価格	¥58,630,000円(税込)
概要	<p>【概要】 足立区小・中学校LAN機器保守支援及び校務端末検証等に係る電子計算機保守点検を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部 情報システム課 教育情報システム担当 03-3880-8014 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 日本ヒューレット・パッカード合同会社</p> <p>住所 東京都江東区大島二丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務は、足立区小・中学校LAN機器の保守及び校務端末のセキュリティ更新等の動作検証等の運用支援を行うものである。システムを安定的に稼働し、適切な運用保守を行うためには、小・中学校LAN機器及び学校基盤・端末の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	廃棄物収集運搬委託
履行場所	谷中公園（足立区谷中二丁目23番36号）ほか7か所
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥8,246,700円(単価契約)
予定価格	¥8,379,140円(税込)
概要	<p>【概要】 廃プラスチック類、缶、ビン、ガラス・陶磁器類、ペットボトル、四品目以外の家電類、バッテリー、タイヤ、コンクリート(有筋・無筋)、残土、混載ゴミ、鉄屑類、ライター・スプレー缶、蛍光灯をコンテナ積みにより処分業者の施設へ運搬する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 公園調整係 03-3880-5845(直通)</p>

契約の相手方	名称 株式会社丸三興業 他1者 住所 東京都足立区中央本町二丁目9番8号
契約相手方の選定理由	<p>当該業務は、廃棄物収集量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。また、区内一円を履行するためには1者では対応できず、複数業者にて取り掛かる必要がある。</p> <p>当該業者は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、廃棄物処分受注者との取引実績がある既存事業者に継続して履行をさせることで円滑かつ迅速な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)</p> <p>全2者 株式会社 丸三興業 有限会社 睦興業</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5845
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	廃棄物収集運搬委託
履行場所	区内一円
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥51,822,500円(単価契約)
予定価格	¥52,902,150円(税込)
概要	<p>【作業内容】 公園維持課が管理する公園・児童遊園・緑道・親水施設・広場等への投棄物や、維持管理上発生した廃棄物の収集運搬を行う。</p> <p>【履行期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※履行期間には、管理上突発的な緊急作業に対処するため、土曜日・日曜日・祝日等を含むものとする。</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 公園調整係 03-3880-5845(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 更生保護法人清和会 他3者</p> <p>住所 東京都足立区本木二丁目15番16号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。また、区内一円をカバーするためには一者のみでは対応できず、複数業者で取り掛かる必要がある。</p> <p>履行可能な事業者は下記4者のみで、現場を熟知している既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、下記4者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p> <p>(更) 清和会・(株)丸三興業・山喜建設(株)・(有)睦興業</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5845
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	廃棄物処分委託
履行場所	受注者の処理施設
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥15,276,250円(単価契約)
予定価格	¥15,276,250円(税込)
概要	<p>【概要】 発注者が排出し別途発注者が契約した収集運搬業者によって受注者の施設に搬入した廃棄物を、受注者が法令等に従い適正に処理する。</p> <p>【委託期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 公園調整係 03-3880-5845 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社アイ・エス産業 他1者</p> <p>住所 東京都足立区皿沼3丁目27番10号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該業務は、廃棄物処理量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。また、区内一円を履行するためには1者では対応できず、複数業者にて取り掛かる必要がある。</p> <p>当該業者は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、廃棄物収集受注者（2者）がそれぞれ指定する処分業者でなければ履行は不可となる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5845
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	封入封緘委託
履行場所	保健予防課課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,772,000円(単価契約)
予定価格	¥2,772,000円(税込)
概要	<p>【概要】 予防接種事業に関する予防接種予診票・お知らせの封入封緘を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p>

契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人あしなみ</p> <p>住所 東京都足立区千住4丁目3番9号</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定する施設を運営する法人であるため。</p>
担当課	衛生部 保健予防課
電話番号	3880-5111(2157)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	封入封緘委託
履行場所	納税課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,842,400円(単価契約)
予定価格	¥2,842,400円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>督促状(特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税)の封入封緘 年間予定通数 158,000通</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>区民部納税課収納管理係 電話3880-5238</p>

契約の相手方	<p>名称 (福) あいのわ福祉会</p> <p>住所 東京都足立区青井4-30-5</p>
契約相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、障がい者の就労を支援確保し、また価格の面でも廉価であるため</p>
担当課	区民部 納税課
電話番号	3880-5111(1591)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	封入封緘委託
履行場所	データヘルス推進課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,458,730円(単価契約)
予定価格	¥3,582,700円(税込)
概要	<p>各種検診の受診票を作成後保管し、随時区へ納品する。 また、9月と翌3月に指定医療機関へ受診票を発送するため、郵便局（区内3局）へ差出を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 衛生部データヘルス推進課健診事業係 03-3880-5121</p>

契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人あしなみ</p> <p>住所 東京都足立区千住4丁目3番9号</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため。</p>
担当課	衛生部 データヘルス課
電話番号	3880-5111(2135)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	封入封緘委託
履行場所	国民健康保険課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,993,000円(単価契約)
予定価格	¥3,993,000円(税込)
概要	<p>督促状兼納付書・再振替督促状とチラシの封入封緘及び引抜き、郵便局(区内3局)への持ち込み等、履行期間内において作業日程のとおり10回作業を行う。</p> <p>(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>(担当) 区民部国民健康保険課資格賦課・収納係 03-3880-5111 内線1656</p>

契約の相手方	<p>名称 (福)あだちの里</p> <p>住所 東京都足立区竹の塚7-19-7</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため</p>
担当課	区民部 国民健康保険課
電話番号	3880-5111(1656)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	福祉バス運行委託
履行場所	足立区障がい福祉センター（足立区梅島三丁目31番19号）その他行事等により指定した場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥12,017,500円(税込)
予定価格	¥12,017,500円(税込)
概要	<p>1 件名 福祉バス運行委託（幼児発達支援室）</p> <p>2 運行台数 1台</p> <p>3 運行内容 利用者（児）等の通所及び区内施設等への移送。</p> <p>4 履行場所 障がい福祉センター及びその他行事等により指定した場所</p> <p>5 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>6 運行日数 年間230日以内（試走を含む）</p> <p>7 運行日程 担当課と協議のうえ別途定める。なお、行事等により土日・休日の運行あり。</p> <p>8 担当課 障がい福祉センター庶務係 5681-0131</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社平成エンタープライズ</p> <p>住所 埼玉県志木市本町五丁目22番26号HEGビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>1 通所バスの運行は、児童発達支援センター基本報酬の中に含まれている。よって、バス運行は必須であり、今後も福祉バス運行委託契約を継続する。バスの減価償却期間を6年（令和3年度～令和8年度まで）と考慮して随意契約を行う。（5回を限度の更新の4回目）</p> <p>2 運行委託バスは、幼児車という特定車両を指定するとともに、車両の一部を改造するため他への転用が難しく複数年委託契約を必要とする。</p> <p>【改造箇所】（1）標準仕様の座席シート一部をチャイルドシート装着シートに改造 （2）車体外装に「足立区」「ひよこ号」等の表示をする。</p> <p>3 委託業者を固定することにより、同一運転手及び添乗員の可能性が高く、利用児の不安解消や運行上の改善が図られる。</p>
担当課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	福祉バス運行委託
履行場所	花畑あかしあ園 その他、行事により指定した場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥53,426,340円(税込)
予定価格	¥53,426,340円(税込)
概要	<p>1 件名 福祉バス運行委託（花畑三丁目障がい者施設通所）</p> <p>2 運行台数 1日当たり3台（1台につき運転手1名・添乗員1名）</p> <p>3 運行方式 車椅子用リフト付バスを運行し、障がい者施設への通所者送迎および区内施設等への移送を行う。</p> <p>4 履行場所 花畑あかしあ園、その他行事により指定した場所</p> <p>5 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>6 運行日数 年間240日以内および試走2日</p> <p>7 担当課 障がい福祉センター 電話03（5681）0131</p>

契約の相手方	<p>名称 日立自動車交通株式会社</p> <p>住所 東京都足立区綾瀬六丁目11番22号</p>
契約相手方の選定理由	<p>1 障がい者の送迎は、バスの運転だけでなく、乗降時に専門的な技術を必要とする。車椅子操作、移動介助も習熟している。</p> <p>2 ルート変更（コース、時間）にも柔軟に対応し安全運行に努めている。</p> <p>3 車両の改造等による減価償却期間を7年（令和3年度から令和9年度まで）と考慮するとともに、福祉バス運行体制を維持していくため、随意契約を行う。（6回を限度の更新の5回目）</p>
担当課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	区立園児用パン購入
履行場所	足立区立本木保育園外30園
分類業務区分	物品(消耗品)
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥17,599,680円(単価契約)
予定価格	¥17,599,680円(税込)
概要	<p>1 種類 園児用パン(別紙のとおり)</p> <p>2 条件・その他 (1) 毎週金曜日に使用するパンは、午前10時までに各園に配達すること。 その他の曜日に使用するパンは、午後2時までに各園に配達すること。 (2) 1袋10個または20個で包装すること。 (3) その他、担当課担当者と連絡協議すること。</p> <p>3 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>4 担当課 子ども家庭部 保育・入園課 区立保育施設係 TEL 3880-5888</p>

契約の相手方	<p>名称 東京都学校給食パン(協) 第1ブロック</p> <p>住所 東京都足立区足立1-22-16</p>
契約相手方の選定理由	<p>安全かつ安定的な給食提供のためには、設備・機器の設置、供給能力、輸送能力、衛生管理、技術経験者の設置等の確認が必要である。東京都教育委員会は給食のパン工場委託加工指定における上記基準を設けており、区内で基準を満たす同指定工場は上記業者のみであるため。</p>
担当課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1844)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	保育用教材文具等購入
履行場所	区立本木保育園外30か所（別紙区立園一覧のとおり）
分類業務区分	物品（消耗品）
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥7,084,748円(単価契約)
予定価格	¥7,676,900円(税込)
概要	<p>【概要】 区立保育園・こども園用教材文具の購入 指定の教材文具より契約することとする。 発注方法 担当課指定の書式により発注する。 発注時期 年間6回を予定（4月、6月、8月、10月、12月、2月） ※上記以外の月であっても、発注する場合があります。（時期・回数は不定）</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 保育・入園課区立保育施設係 Tel.03-3880-5888(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社トラヤ 他2者</p> <p>住所 東京都足立区千住旭町40番27号</p>
契約相手方の選定理由	<p>①30園（31箇所）に及ぶ出先を所管しておりそれに統一に対応するには受託者1者では困難で、複数者と統一の単価を定める契約が必要である。</p> <p>②上記業者は区内業者で長年の実績があり、保育園及びこども園との信頼関係ができています。また80種類ほどの用品について熟知し、安定した供給ができ、急な対応にも可能である。</p> <p>株式会社トラヤ・有限会社九天堂・有限会社あづま商店</p>
担当課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1844)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	保育用雑貨類購入
履行場所	区立本木保育園外30か所（別紙区立園一覧のとおり）
分類業務区分	物品（消耗品）
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥10,830,798円（単価契約）
予定価格	¥10,886,183円（税込）
概要	<p>【概要】 区立保育園・こども園の保育用雑貨類の購入指定の雑貨類より契約することとする。 発注方法 担当課指定の書式により発注する。 発注時期 年間6回を予定（4月、6月、8月、10月、12月、2月） ※上記以外の月であっても、発注する場合があります。（時期・回数は不定）</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 保育・入園課区立保育施設係 TEL03-3880-5888（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 渡沼ビニール店 他1者</p> <p>住所 東京都足立区千住二丁目三十四番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>①30園（31箇所）に及ぶ出先を所管しておりそれに統一に対応するには受託者1者では困難で、複数者と統一の単価を定める契約が必要である。</p> <p>②上記業者は区内業者で長年の実績があり、保育園との信頼関係ができています。また百数十種類の用品について熟知し、安定した供給ができ、急な対応にも可能である。</p> <p>渡沼ビニール店・あづま商店</p>
担当課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1844)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	有料ごみ処理券等作成委託
履行場所	ごみ減量推進課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥11,926,200円(単価契約)
予定価格	¥11,926,200円(税込)
概要	<p>粗大ごみ及び事業系ごみの排出時に貼付する有料ごみ処理券の印刷と、取扱店への配送を委託する。</p> <p>(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (担当) 環境部ごみ減量推進課事業調整係 03-3880-5301</p>

契約の相手方	<p>名称 TOPPAN株式会社 情報コミュニケーション事業本部</p> <p>住所 東京都文京区水道一丁目3番3号</p>
契約相手方の選定理由	<p>有料ごみ処理券取扱店からの随時の注文に応じるため、23区共通仕様のごみ処理券を迅速、正確かつ大量に印刷する必要がある。加えて、コンビニ等の徴収事務受託者に早くて正確な納品を行っているところであるが、コンビニエンスストア各社へごみ処理券を配送するためには、コンビニエンスストアの配送を専属で担当する運送会社(以下「ベンダー」という。)を通す必要があり、ベンダーへのごみ処理券の納入は、23区一括納品が必須条件となる。</p> <p>上記のとおり、各々のコンビニエンスストア専属のベンダーは、埼玉県、千葉県、神奈川県などに点在しており、23区が別々の業者と印刷契約した場合には、一括納品が困難となるため、23区共同で1者と契約する必要がある。</p> <p>また、上記事業者は23区に清掃事業が移管された当時より、一連の業務に携わっており、金券に準じた有料ごみ処理券において、マイクロ文字や特殊画線処理などの高度な偽造防止技術を有し、有価証券類の印刷実績等で社会的信用を得ている。</p>
担当課	環境部 ごみ減量推進課
電話番号	3880-5111(3132)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託
履行場所	北鹿浜公園・大谷田南公園・ベルモント公園
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥129,492,000円(税込)
予定価格	¥129,492,000円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>(1) 施設の総合管理業務(施設保守点検、施設維持管理等)</p> <p>(2) 施設の利用・貸出の総合受付業務(受付案内、貸出料金徴収等)</p> <p>(3) 施設を活用したイベントなどの企画・立案、支援・調整等</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>都市建設部 道路公園整備室 公園維持課 拠点公園係</p>

契約の相手方	<p>名称 一般財団法人公園財団</p> <p>住所 東京都文京区関口一丁目47番12号江戸川橋ビル2階</p>
契約相手方の選定理由	<p>本委託事業者は、令和3年度プロポーザル方式により選定し令和4年度より契約している事業者であり、プロポーザル募集要項により前年度の業務が良好な場合は1年を1単位として契約初年度から4回(今回4回目)を限度に随意契約可能としている。令和6年度業務について令和7年度に都市建設部道路公園整備室プロポーザル実施事業者評価委員会による評価を行った結果、別紙「業務評価シート」のとおり良好であったため、随意契約を依頼する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。</p>
担当課	都市建設部 道・公園維持課
電話番号	3880-5897
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	不燃ごみ選別委託
履行場所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥80,602,368円(単価契約)
予定価格	¥80,602,368円(税込)
概要	<p>【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみを再資源化するため、破袋し分類ごとに選別・保管等の高品質化を行うこと。</p> <p>【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社要興業 足立支社</p> <p>住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号</p>
契約相手方の選定理由	<p>不燃ごみについては、サーマルリサイクル実施以降の組成調査により、資源化可能な金属、小型家電、電池など資源化可能物が多く含まれていることがわかった。これまでは、収集後に破砕し埋め立て処分としていたものであるが、ごみの減量のため不燃ごみを再資源化するために破袋し、分類ごとに選別するなど高品質化するものである。当事業は平成22年度より区内3割のモデル地域で開始し、平成23年度より区内全域で実施した。</p> <p>円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている施設を確保することが必須である。当該事業者は、不燃ごみ収集車両を受け入れ、不燃ごみを選別し保管する施設規模を有している。また、現在の不燃ごみの選別についても実績があり、誠実かつ確実に履行している。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	不燃ごみ選別委託
履行場所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥3,877,632円(単価契約)
予定価格	¥3,877,632円(税込)
概要	<p>【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみを再資源化するため、破袋し分類ごとに選別・保管等の高品質化を行うこと。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社トベ商事</p> <p>住所 東京都北区王子五丁目10番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>不燃ごみについては、サーマルリサイクル実施以降の組成調査により、資源化可能な金属、小型家電、電池など資源化可能物が多く含まれていることがわかった。これまでは、収集後に破砕し埋め立て処分としていたものであるが、ごみの減量のため不燃ごみを再資源化するために破袋し、分類ごとに選別するなど高品質化するものである。</p> <p>円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている施設を確保することが必須である。</p> <p>当該事業者の施設は、区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから、区の北西部における搬入先として重要な施設となっており、処理能力も満たしている。</p>
担当課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ホームページ等更新・サーバ保守管理委託
履行場所	区議会事務局調査係及び受託業者委託先IDC
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,933,610円(税込)
予定価格	¥4,933,610円(税込)
概要	<p>【概要】 区議会のホームページ、会議録検索システムのデータ更新、請願・陳情検索システムの保守管理全般を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 区議会事務局調査係 澁澤 電話 03-3880-5996(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社フューチャーイン 東京支店</p> <p>住所 東京都港区三田三丁目5番27号住友不動産東京三田サウスタワー7F</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、足立区議会ホームページ作製について当初から関与しており、ホームページの構成を熟知し適切に保守管理を行えるほか、ホームページ内の会議録検索システムのサービスを提供できる唯一の事業者であり、著作権法上他の事業者では保守ができない。</p>
担当課	区議会事務局 区議会事務局
電話番号	3880-5111(4122)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	メール配信システム運用業務委託
履行場所	報道広報課 指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,359,200円(単価契約)
予定価格	¥5,359,200円(税込)
概要	<p>本件は、足立区がインターネットを利用してパソコンやスマートフォン等から電子メールを配信できるシステムを利用し、区民等へ迅速かつ安定的に情報提供を行うことを目的とする。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】 足立区報道広報課デジタル情報・広告係 電話：03-3880-5514</p>

契約の相手方	<p>名称 スパイラルローキャス株式会社</p> <p>住所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号</p>
契約相手方の選定理由	<p>現年度で運用を委託している事業者であり、4月1日以降も引き続きサービスを提供できる唯一の事業者であるため。1時間に最大360万通のメールが配信でき、かつ気象庁が発令する気象注意報や警報、地震情報などを自動転送できる機能や区公式LINEアカウント連携などのさまざまなカスタマイズを行っており、他社のメール配信サービスでは同様のことができない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託
履行場所	足立区総務部契約課
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥14,688,162円(税込)
予定価格	¥14,688,162円(税込)
概要	<p>【概要】 東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 (契約・支払いについて) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817</p>

契約の相手方	<p>名称 日本電気株式会社 首都圏支社</p> <p>住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>東京電子自治体共同運営協議会にて参加団体の意見を集約し構築したシステムの仕様を実現できる事業者として、協議会が選定した事業者である。共同運営事業を行うにあたっては、協議会に参加している全自治体が同一の事業者が提供するシステムを使うことが不可欠であり、共同運営の趣旨からもそれ以外の方法での実現は不可能であるため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	分譲マンション管理アドバイザー派遣委託
履行場所	住宅課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥7,524,000円(単価契約)
予定価格	¥7,524,000円(税込)
概要	<p>1 目的 マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンション（以下「マンション」という。））の維持管理、管理組合運営及び建替え等に関する助言・相談等を目的として、適正化法第2条第3号に規定する管理組合（以下「管理組合」という。）からの要請により、当該管理組合にマンション管理士を派遣し、マンションの適正管理及び長寿命化等の促進を図り、もって定住の促進に資すること。</p> <p>2 アドバイザーの資格要件 アドバイザーは適正化法第2条第5号に規定するマンション管理士の資格を有する者とし、足立区住宅専門</p>

契約の相手方	<p>名称 一般社団法人足立区マンション管理士会 他1者 住所 東京都足立区西新井1-25-12</p>
契約相手方の選定理由	<p>①マンションの管理に関するアドバイザー・相談員として、マンション管理士の高度な知識と経験が必要である。</p> <p>②区の相談事業として公益性を求められるなか、区内での活動が認められる非営利のマンション管理士団体は、上記2団体のみである。</p> <p>③近年、マンション管理組合からの申請件数が増加傾向にあり、1団体のみでの対応が困難になりつつある。</p> <p>また、夜間又は休日の実施が多く、1団体のみでの対応は困難である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 足立区マンション管理士会 東京都足立区西新井一丁目25番12号 ・一般社団法人 東京都マンション管理士会 東京都千代田区岩本町二丁目3番8号
担当課	都市建設部 建・住宅課
電話番号	3880-5111(2386)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	統合型GISのASPサービス利用
履行場所	当区指定のデータセンター及び政策経営部情報システム課
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,747,800円(税込)
予定価格	¥2,747,800円(税込)
概要	<p>【概要】 統合型GISのASPサービスを利用する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話03(3880)5818(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 国際航業株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本契約は、統合型GISの構築業者である上記事業者が提供するGISの区民公開サービスを利用するため、他業者では当該業務をすることができない。よって随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	緊急時情報伝達システムの利用
履行場所	報道広報課 指定場所
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,879,600円(単価契約)
予定価格	¥4,879,600円(税込)
概要	<p>【概要】 インターネットに接続できるパーソナルコンピュータ一から、電話に自動音声を発信できる緊急時情報伝達システムを利用することで、水害時に迅速に区民等へ避難情報を提供することを目的とする。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 足立区 政策経営部 報道広報課 電話 03-3880-5514 (直通) FAX 03-3880-5610 E-mail eizo-koho@city.adachi.tokyo.jp</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社137</p> <p>住所 東京都港区南青山4-17-33グランカーサ南青山2F</p>
契約相手方の選定理由	<p>水害時等に区民等へ避難情報を発信するにあたり、デジタルデバインド対策として電話を活用したシステムを利用する必要がある。電話による情報発信の場合、情報発信時及び情報取得時の電話番号が毎年度変わってしまうと利用者に混乱を来たしてしまい、有事の際に適正に情報発信ができない可能性がある。</p> <p>現年度で利用している当該事業者のシステムでは、システムに電話番号が付随しており、現行の電話番号が使用できる唯一の事業者である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と一者特命の随意契約を依頼する。</p>
担当課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1247)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物調査及び補償算定資料作成委託
履行場所	建築防災課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥41,096,880円(単価契約)
予定価格	¥41,096,880円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>区が施工する公共事業等により移転を要する建物、工作物、立竹木、土石等の調査及び建物等の権利に関する調査、並びに補償金算定に必要となる資料作成に係わる作業等を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>【担当課】</p> <p>都市建設部建築防災課</p> <p>密集第一係 03-3880-5187(直通)</p> <p>密集第二係 03-3880-5181(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 東日本総合計画株式会社 東京支店 他3者</p> <p>住所 東京都墨田区業平三丁目14番4号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務は、足立区が施工する公共事業等により移転を要する建物、工作物、立竹木、土石等の調査及び建物等の権利に関する調査、並びに補償金算定に必要となる資料作成に係わる作業を行う業務であり、足立区の事業に伴う損失補償の基準に精通し、基準に則った調査を迅速に実施できることが求められる。この業務の履行が可能な事業者は当選定事業者で、既存事業者に継続して履行をさせることで、これまでと同一レベルの作業を同一単価で、適正かつ公正に行うことができる。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> <p>株式会社双葉、株式会社広彩コンサルタント、株式会社東京用地補償</p>
担当課	都市建設部 建・建築防災課
電話番号	3880-5111(2451)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	建物調査及び補償算定資料作成委託	契約の相手方	名称 株式会社東京用地補償 他2者
履行場所	道路整備課指定場所		住所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号リバーサイド隅田9階
分類業務区分	委託	契約相手方の選定理由	本業務は、足立区が施工する公共事業等により移転を要する建物等の調査ならび補償金算定に必要な資料作成を行う業務であり、経験と実績が豊富な補償業務管理士による作業が求められる。この業務の履行が可能な事業者は3者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで、これまでと同一レベルの作業を同一単価で、適正かつ公正に行うことができる。 事業者名 株式会社 東京用地補償 住所 墨田区堤通一丁目19番9号 リバーサイド隅田9階 事業者名 株式会社 双葉 足立営業所 住所 足立区中央本町二丁目24番4号 センtralハイツ101 事業者名 一般財団法人 公共用地補償機構 住所 文京区音羽二丁目2番2号 アベニュー音羽3階
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日		
契約年月日	令和 8年 4月 1日		
契約金額	¥4,999,940円(単価契約)		
予定価格	¥4,999,940円(税込)		
概要	<p>【概要】 当区が施行する公共事業により、移転に要する費用を補償するため、建物・工作物等の調査及び補償金算定資料作成、営業調査及び補償金算定資料作成を行う。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 道路整備課 用地担当 係 電話3880-5911(直通)</p>	担当課	都市建設部 道・道路整備課
		電話番号	3880-5111(2753)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	セーフティネットあだち（ひきこもり支援事業）運営業務委託
履行場所	福祉まるごと相談課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥41,089,545円(税込)
予定価格	¥41,089,545円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>ひきこもり本人及びその家族等に対して、相談支援等により積極的に信頼関係を築き、保つことに注力しながら、本人や家族の尊厳と自己肯定感の回復を主要な目的として、以下の支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援業務の実施 2 居場所支援事業（対面及びオンライン）の実施 3 その他ひきこもり支援に関すること <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当】</p> <p>福祉部福祉まるごと相談課ひきこもり支援担当 電話 6806-4431</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社キズキ</p> <p>住所 東京都新宿区新宿六丁目28番7号新宿EAST COURT 2階</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業者は、令和5年度までの受託事業者が突如令和6年度の受託を断念したことに伴い、同年度から急遽随意契約により受託している。令和7年度は支援場所の移転リニューアルオープンに伴い様々な事業者と連携した企画を数多く打ち出すなど運営に工夫を凝らし、居場所利用者の大幅増につなげるなど、十分な実績を上げている。</p> <p>ひきこもりの相談支援を必要とする方の多くは、自己肯定感や自尊感情を喪失している場合が多く、長期的かつ継続的な支援を必要とし、その回復、自立に向けては、同一の事業者（支援者）による長期・継続的な支援が必要である。当該事業者は、他自治体のひきこもり支援やオンラインによる居場所支援に豊富な実績があり、そのノウハウを活かして今回区が求める仕様を確保・運営できる唯一の事業者であるため、本事業者との随意契約を依頼する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課	福祉部 まるごと相談課
電話番号	6806-4431(6641)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	ライセンスの購入
履行場所	政策経営部 ICT 戦略推進担当課 指定場所
分類業務区分	物品 (消耗品)
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 8年 4月 1日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥13,248,400円 (税込)
予定価格	¥13,248,400円 (税込)
概要	<p>【概要】 ライセンスを購入する (全庁 RPA)。</p> <p>【納期限】 令和 8年 4月 1日</p> <p>【担当】 ICT 戦略推進担当課 電話 03-3880-5648 (直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>既に稼働している全庁 RPA システムを構築した事業者であり、当該事業者でないと既存環境への組込み及び障害対応を行うことができないため、随意契約を依頼したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	庁内印刷業務委託（単価）
履行場所	足立区役所中央館地下1階 印刷室
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥21, 202, 500円（単価契約）
予定価格	¥21, 202, 500円（税込）
概要	<p>1 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>2 業務日時 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>3 業務内容 （1）庁内印刷業務を行うこと。 （2）印刷原稿及び印刷室に設置してある機器の予約受付を行うこと。 （3）印刷に係る相談等を受けること。 （4）印刷室に設置してある機器の操作説明等を行うこと。 （5）一か月ごとの印刷業務報告書を提出すること。</p> <p>4 人員</p>

契約の相手方	<p>名称 リコージャパン株式会社 公共事業部 第四営業部</p> <p>住所 東京都港区芝浦三丁目4番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>上記事業者は、オンデマンド印刷機の賃借契約（長期継続の3年目）を委託している事業者であり、現在、印刷業務を委託している事業者でもある。また、印刷業務中のオンデマンド機不具合を未然に防ぐための予防的メンテナンス措置を速やかに講じることができるのは、製造元である上記事業者しかいない。印刷業務の円滑な運用を実現するため、随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1321)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	オンデマンド印刷機保守点検委託（単価）
履行場所	足立区役所中央館地下1階 印刷室
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥5,445,000円(単価契約)
予定価格	¥6,930,000円(税込)
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 履行場所 足立区役所中央館地下1階 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 3 保守料金 モノクロ印刷1枚の単価にトナー代とステープル代を含むものとする。 4 仕様 別紙、仕様書の条件を満たすこと。 5 担当 総務部総務課文書係 電話03-3880-614 6 (直通)

契約の相手方	名称 リコージャパン株式会社 公共事業部 第四営業部 住所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
契約相手方の選定理由	本事業者は、機器の賃借契約（長期継続の3年目）を委託している業者であり、現在、保守点検を委託している事業者でもある。また、機器本体の保守点検、毎月の集計作業の保守は本契約業者しか行えない。機器の保守点検や集計作業が行えないと、利用実績に合わせた正しい保守料金を支払うことができない。そのため、随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担当課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1321)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	スマートフォンアプリを活用した地域住民参加型事業委託業務
履行場所	環境政策課課指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 1日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥4,873,000円(税込)
予定価格	¥4,873,000円(税込)
概要	<p>【概要】スマートフォンアプリを活用した地域住民参加型事業を委託する。</p> <p>【履行期間】令和8年4月1日から令和9年3月1日まで</p> <p>【担当課】環境部環境政策課環境学習係 Tel 03-3880-6263</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社バイオーム</p> <p>住所 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地ASTEMビル8階</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務の目的を達成するのに適したアプリ（以下、「本アプリ」という。）は、生物種等を主な対象とするもので、生きものの専門知識がない人でも生きものの観察が手軽にできる必要がある。</p> <p>本アプリはAIによる種名判定機能を保有しており、2026年1月時点で、国内で見られる種を中心に約10万6千種以上の動植物に対応している。なお、判定の対象範囲は動物界および植物界に属する生物であり、菌類（キノコ類）や褐藻類（コンブ・ワカメ等の海藻類）は対象外である。その技術は生物の「生態学的ニッチ」の概念を取り入れた世界初のアルゴリズムで特許を取得している。AI機能の他、図鑑、地図、コミュニティ、クエスト（イベント・ゲーム）機能が備わっている。また、収集したデータを活用し、独自の生きもの図鑑を作成することが可能である。</p> <p>以上より、上記の機能を有するアプリを運営する唯一の企業である、株式会社バイオームとの随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	環境部 環境政策課
電話番号	3880-5111(3125)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	NDI pipitLINQサービス利用
履行場所	各課指定場所（区民部納税課外4課）
分類業務区分	賃貸借
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥6,824,400円(単価契約)
予定価格	¥6,824,400円(税込)
概要	<p>【概要】</p> <p>足立区から金融機関へ、税、国民健康保険料等の滞納者に係る預貯金等調査業務を電子化するサービスを「NDI pipitLINQサービス利用規約」「pipitLINQ_サービス仕様書(6.4版)」「NDI pipitLINQサービス仕様書(サポート条件)」に基づき提供する。</p> <p>【履行場所】</p> <p>納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、介護保険課、生活支援推進課</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】</p> <p>区民部 国民健康保険課 滞納整理第二係 TEL03-3880-5019(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社NTTデータ・アイ</p> <p>住所 東京都新宿区揚場町1番18号飯田橋ビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>従来の紙による金融機関への預貯金等の照会は、回答期間が平均2～3カ月かかっていたが、回答期間を3営業日程度に短縮できる、電子照会サービスが開発された。サービス利用により、財産調査能力が大幅に増強され、滞納者の担税力の早期把握が可能となるとともに、節減された時間を差押等の滞納整理の充実にあてられるため当該サービスを利用することにした。現状、主要金融機関と電子照会サービスを利用できる会社は上記事業者のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社NTTデータ・アイは預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQの開発業者であり、著作権の関係上、他社では調達ができない。 ・開発業者でなければユニットの内部構造の詳細を知りえず、保守などの対応を行うことは不可能である。
担当課	区民部 国民健康保険課
電話番号	3880-5111(1667)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	災害備蓄物資保管業務委託
履行場所	防災戦略指定場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥17,828,184円(単価契約)
予定価格	¥17,828,184円(税込)
概要	<p>1 件名 災害備蓄物資保管業務委託</p> <p>2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>3 業務 (1) 寄託物の保管業務及び入庫・出庫作業(荷役作業) (2) その他前各号に附帯する業務で区及び受託者の両者が合意した業務</p> <p>4 担当 足立区 危機管理部 防災戦略課 備蓄計画担当 電話番号: 03-3880-0794(直通)</p>

契約の相手方	<p>名称 太成倉庫株式会社</p> <p>住所 東京都足立区千住宮元町28番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>当事業者は、区と災害時における物資集積場所運営及び物資輸送の協力等に関する協定を平成30年5月24日に締結しており、災害時の支援協力においては、確固たる体制を構築している。また、千住地域内に浸水深以上の階層を備えた倉庫を有しており、災害備蓄物資の保管場所として、223.27坪のスペースを活用することが可能である。</p> <p>災害備蓄物資の保管委託においては、水害発生時に備蓄物資に影響を及ぼさない保管場所を有し、災害発生時には区との協定による要請に基づき、迅速かつ適切な対応が必要である。さらに、本契約の費用の負担について、平時の場合は人件費や管理費等を市場価格から鑑みることが可能であるが、災害発生時については、想定が困難であるため、上記締結済の協定に準ずる必要がある。</p> <p>以上のことから、平時・有事問わず、適切な保管業務を実現するには、当事業者が実施する必要があるため、随意契約を依頼する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課	危機管理部 防災戦略課
電話番号	3880-0794(1468)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立ミライゼミ（3年生）運営業務委託
履行場所	足立区生涯学習センター（足立区千住五丁目13番5号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥20,339,000円(税込)
予定価格	¥20,339,695円(税込)
概要	<p>【概要】 家庭の経済的事情などにより塾等の学習機会が少ないが、成績上位で学習意欲が高く、将来の夢の実現に向けて国公立大学等の難関大学の合格を目指す高校生3年生に対し、民間教育事業者を活用した学習機会及び受験情報を提供し、志望大学への合格を支援する。</p> <p>【契約期間】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>【担当課】 政策経営部 あだち未来創造室 子どもの貧困対策・若年者支援課 若年者支援推進担当 電話 03-3880-5717（直通）</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社サクシード</p> <p>住所 東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号大樹生命高田馬場ビル8階</p>
契約相手方の選定理由	<p>本事業者は、令和6年度及び7年度の足立ミライゼミ運営業務委託（本件の受講対象者が高校1、2年時の学習支援）を行っており、本件は高校3年生に進級後も継続して切れ目のない学習支援を行うことを目的としている。</p> <p>本業務内容は、高校1、2年時と同じ講師（事業者）や教材といった学習環境を整えることに加え、高校生活全般の悩み相談など、難関大学合格に向け心理面も含めた支援が必要である。そのためには、生徒と講師（事業者）の信頼関係や講師が生徒の学習・生活状況を把握している必要があり、学習環境の整備と併せて他の事業者では履行することができない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）</p>
担当課	政策経営部 未・貧困対策課
電話番号	3880-5111(3293)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	複合機保守点検委託
履行場所	足立区役所南館9階総務課 外68か所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥2,562,340円(単価契約)
予定価格	¥2,562,340円(税込)
概要	<p>1 設置場所 足立区役所南館9階総務課（足立区中央本町一丁目17番1号）外68か所</p> <p>2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>3 内容 （1）委託業者（以下、受注者という）は、足立区（以下、発注者という）が常時良好な状態で機器を仕様できるようにすること。 （2）受注者は、使用枚数および保守点検に要した枚数の集計を行い、発注者に報告すること。 （3）受注者は、本仕様書および関係法令に基づき作業を実施すること。 （4）点検の場合は保守技術員を派遣して、復旧にあた</p>

契約の相手方	<p>名称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社</p> <p>住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー</p>
契約相手方の選定理由	<p>本契約業者は、賃借契約をしている業者である。機器本体の保守点検、毎月の集計作業や集計作業に必要な集計ツールの保守は本契約業者しか行えない。機器の保守点検や集計作業が行えないと、利用実績に合わせた正しい保守料金を支払うことができない。さらに、年度途中で組織改正があった際に対応できず、廃止した所属データの蓄積や複合機を利用できない所属ができてしまう。以上の理由から随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1321)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	学校給食残菜リサイクル処分委託
履行場所	区の指定する場所
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥32,318,000円(単価契約)
予定価格	¥34,306,800円(税込)
概要	<p>1 概要 足立区立小・中学校における調理残渣及び給食残渣の(生ごみ)処理について、飼料化を行う。</p> <p>2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>3 担当課 学校運営部 学務課 学校給食係 電話3880-5975</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社アルフォ</p> <p>住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号赤坂室町ビル</p>
契約相手方の選定理由	<p>食品再生利用のため飼料化を行うが、23区内において飼料化が行える事業者はが該事業者のみであるため【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】</p>
担当課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	駅前交通広場エレベーター等保守点検業務委託
履行場所	北綾瀬駅前交通広場（足立区谷中四丁目8番）（別紙1配置図参照）
分類業務区分	委託
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 8年 4月 1日
契約金額	¥7,473,840円(税込)
予定価格	¥7,473,840円(税込)
概要	<p>1 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>2 履行場所 北綾瀬駅前交通広場（足立区谷中四丁目8番）</p> <p>3 内容 北綾瀬駅前交通広場に設置されているエレベーター及びエスカレーターを安全で最良の運転状態を維持するために、フルメンテナンスにて保守及び点検整備等の業務を行う。。</p> <p>4 担当 都市建設部 道路公園整備室 安全設備課 東部電気設備係 電話：03（3880）5013</p>

契約の相手方	<p>名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社</p> <p>住所 東京都品川区大井一丁目28番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>北綾瀬駅前交通広場は利用者の事故防止及び円滑な動線を確保するため、設置当初よりエレベーター、エスカレーター、監視カメラ設備は、一元化されたシステムとして施工されている。</p> <p>さらに、当設備は、東芝製の機器及び遠隔監視システムが採用されているため、東芝エレベータ（株）でなければ機能及び性能を判断することができないことから、随意契約を希望する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5709()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	駅前交通広場エレベーター等保守点検業務委託
履行場所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番）（別紙1配置図参照）
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥22,072,600円(税込)
予定価格	¥22,072,600円(税込)
概要	<p>1 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>2 履行場所 北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番）</p> <p>3 内容 北千住駅西口広場に設置されているエレベーター及びエスカレーターを安全で最良の運転状態を維持するために、フルメンテナンスにて保守及び点検整備等の業務を行う。</p> <p>4 担当 都市建設部 道路公園整備室 安全設備課 東部電気設備係 電話：03（3880）5013</p>

契約の相手方	<p>名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社</p> <p>住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>北千住駅西口広場は利用者の事故防止及び円滑な動線確保するため、設置当初よりエレベーター、エスカレーター、監視カメラ設備は、一元化されたシステムとして施工されている。</p> <p>さらに、当設備は、日立製の機器及び遠隔監視システムが採用されているため、（株）日立ビルシステムでなければ機能及び性能を判断することができないことから、随意契約を希望する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5709()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	カラー印刷機保守点検委託（単価）
履行場所	足立区役所中央館地下1階印刷室
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	¥2,655,356円（単価契約）
予定価格	¥2,655,356円（税込）
概要	<p>1 履行場所 足立区役所中央館地下1階印刷室</p> <p>2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>3 保守料金 基本料金または、単色及びフルカラー印刷の月使用合計数に応じた印刷1枚あたりの単価に枚数を乗じたもののどちらか高い料金。</p> <p>4 仕様 別紙仕様書のとおり。</p> <p>5 担当 総務部総務課文書係 TEL 03-3880-6146</p>

契約の相手方	<p>名称 有限会社あづま商店</p> <p>住所 東京都足立区千住元町18番3号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本契約業者は、機器の製造元業者の区内代理店で、現在も保守点検を委託している業者である。また、機器本体の保守点検、毎月の集計作業や集計作業に必要な集計ツールの保守は代理店である本契約業者しか行えない。機器の保守点検集計作業が行えないと、利用実績に合わせた正しい保守料金を支払うことができない。さらに、インク補充についても代理店でのみ対応が可能である。以上の理由から随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1321)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当